

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2024年10月29日
【事業年度】	第25期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）
【会社名】	株式会社エイチーム
【英訳名】	Ateam Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 高生
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
【電話番号】	052-747-5550（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長 森下 真由子
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
【電話番号】	052-747-5573
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長 森下 真由子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2020年7月	2021年7月	2022年7月	2023年7月	2024年7月
売上高 (百万円)	31,739	31,252	31,790	27,552	23,917
経常利益又は経常損失() (百万円)	1,249	895	219	711	609
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	519	877	1,337	143	953
包括利益 (百万円)	516	1,169	811	83	827
純資産額 (百万円)	11,722	11,582	9,882	9,704	10,274
総資産額 (百万円)	16,063	15,751	14,762	13,855	16,291
1株当たり純資産額 (円)	594.54	605.98	533.23	523.06	552.28
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	26.59	45.07	71.68	7.73	51.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	45.07	-	-	-
自己資本比率 (%)	72.5	73.0	66.9	70.0	62.9
自己資本利益率 (%)	-	7.6	-	1.5	9.6
株価収益率 (倍)	-	32.5	-	89.0	13.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,108	451	302	656	808
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,030	440	332	420	992
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	313	1,343	867	324	2,220
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	6,480	6,035	5,223	5,992	8,050
従業員数 (名)	1,106	1,100	1,005	872	813
(外、平均臨時雇用者数)	(62)	(55)	(69)	(29)	(31)

- (注) 1. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第21期及び第23期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第21期及び第23期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員及びパートタイマーを含みます。)は、()内に年間の平均人数(1日8時間換算)を外数で記載しております。

5. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数については、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」制度において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口）が保有する株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2020年7月	2021年7月	2022年7月	2023年7月	2024年7月
売上高 (百万円)	11,937	11,127	-	-	-
営業収益 (百万円)	-	-	2,833	3,306	2,765
経常利益 (百万円)	1,050	569	80	438	544
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	559	1,073	576	165	671
資本金 (百万円)	837	838	838	838	838
発行済株式総数 (株)	19,783,200	19,789,200	19,789,200	19,789,200	19,789,200
純資産額 (百万円)	8,259	8,315	5,963	5,804	6,091
総資産額 (百万円)	13,128	13,590	10,797	10,564	13,406
1株当たり純資産額 (円)	417.65	433.79	321.80	312.88	326.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	16.00 (-)	16.00 (-)	16.00 (-)	16.00 (-)	22.00 (-)
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失() (円)	28.62	55.11	30.88	8.90	36.20
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	55.10	-	-	-
自己資本比率 (%)	62.2	60.5	55.2	54.9	45.3
自己資本利益率 (%)	-	13.2	-	2.8	11.3
株価収益率 (倍)	-	26.6	-	77.3	18.5
配当性向 (%)	-	29.0	-	179.8	60.8
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	468 (14)	485 (13)	85 (9)	71 (8)	67 (11)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	75.7 (98.1)	133.8 (127.3)	70.4 (133.0)	67.1 (163.6)	67.5 (201.4)
最高株価 (円)	1,193	1,852	1,897	945	773
最低株価 (円)	495	765	622	640	528

- (注) 1. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第21期及び第23期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第21期及び第23期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 従業員数は当社から他社への出向者を除く就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員及びパートタイマーを含みます。)は、()内に年間の平均人数(1日8時間換算)を外数で記載しております。
5. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数については、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」制度において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口)が保有する株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
7. 第21期及び第22期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。また、過年度の決算訂正を行い、2022年9月9日に有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 当社は、2021年8月1日付で純粋持株会社に移行しました。このため第23期の経営指標等は第22期以前と比較して大きく変動しております。また、同日以降、純粋持株会社の主たる事業として発生する収益を「営業収益」として表示しております。

2【沿革】

年月	事項
1997年 6月	岐阜県土岐市にて、林高生の個人事業として、ソフトウェアの受託開発を開始
2000年 2月	有限会社エイチームを岐阜県多治見市に設立
2000年 8月	携帯電話向けコンテンツの受託開発を開始
2003年12月	携帯電話向け公式サイト（注1）の運営を開始
2004年11月	株式会社に組織変更
2005年 4月	本社を名古屋市東区に移転
2006年 6月	ライフスタイルサポート事業の初サービスとなる「引越し価格ガイド」（現 引越し侍）サービスを開始
2006年 9月	K D D I株式会社 EZアプリ（BREW）初のMMORPG「エターナルゾーン」をリリース
2007年 2月	本社を名古屋市西区に移転
2007年 9月	中古車買取価格の一括査定サイト「かんたん車査定ガイド」（現 ナビクル）サービスを開始
2008年10月	結婚式場の検索・予約・情報サイト「すぐ婚navi」（現 ハナユメ）サービスを開始 当社初のiOS搭載端末向けアプリをリリース
2008年12月	当社初の任天堂株式会社 Wiiウェア向けゲームを配信開始
2009年 8月	当社初の株式会社MIXI mixi向けソーシャルアプリをリリース
2010年 1月	当社初の株式会社ディー・エヌ・エー モバゲータウン（注2）向けソーシャルアプリをリリース
2010年 6月	当社初のGREE株式会社 GREE向けソーシャルアプリをリリース
2010年 7月	女性向け体調管理・悩み相談サイト「ラルーン」サービスを開始 当社初のAndroid搭載端末向けアプリをリリース
2011年 8月	GREE株式会社と業務提携
2012年 4月	東京証券取引所マザーズに上場
2012年 9月	大阪に「大阪オフィス」をオープン
2012年11月	東京証券取引所市場第一部に上場
2013年 2月	子会社として株式会社A.T.brides（現 株式会社エイチームライフデザイン）を設立
2013年 8月	子会社として株式会社引越し侍（現 株式会社エイチームライフデザイン）、株式会社A.T.サポート（現 株式会社エイチームライフデザイン）、株式会社エイチームライフスタイル（現 株式会社エイチームウェルネス）を設立
2013年12月	自転車専門通販サイト「cyma-サイマ-」サービスを開始 キャッシング・カードローン検索サイト「ナビナビキャッシング」サービスを開始
2015年12月	本社を名古屋市中村区へ移転
2016年12月	子会社としてAteam Vietnam Co., Ltd.を設立
2017年12月	Increments株式会社（現 Qiita株式会社）の全株式を取得し、子会社化
2019年 2月	子会社として株式会社エイチームフィナジーを設立
2020年12月	株式会社リンクス（現 株式会社エイチームライフデザイン）の全株式を取得し、子会社化
2021年 4月	子会社として株式会社エイチームエンターテインメント、株式会社エイチームコマーステックを設立
2021年 8月	株式会社エイチームにおけるエンターテインメント事業を株式会社エイチームエンターテインメントに、EC事業を株式会社エイチームコマーステックに分割し、株式会社エイチームは純粋持株会社に移行
2021年12月	Increments株式会社をQiita株式会社へ商号変更
2022年 2月	ライフスタイルサポート事業デジタルマーケティング支援ビジネスにあたる各子会社の事業を株式会社引越し侍に集約し、株式会社エイチームライフデザインに商号変更（会社分割及び吸収合併）（注3） 株式会社エイチームライフスタイルを株式会社エイチームウェルネスに商号変更
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2022年12月	株式会社エイチームコマーステックの子会社として、株式会社cymaを設立
2023年 3月	株式会社エイチームコマーステックの自転車専門通販サイト「cyma-サイマ-」を運営する自転車小売事業を吸収分割の方法により株式会社cymaに承継させたくえて、同日に株式会社cymaの全株式を株式会社ワイ・インターナショナルへ譲渡
2024年 2月	株式会社エイチームウェルネスのアプリ「LaLune」を開発・運営するラルーン事業を吸収分割の方法により株式会社メドレーに承継
2024年 6月	株式会社microCMSの全株式を取得し、子会社化 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社の親会社が出資するファンドであるAASC II P, L.P.に対して、第9回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、同社と事業提携契約を締結

- (注) 1. 公式サイトとは、携帯電話事業者のインターネット接続メニューに登録された、携帯電話事業者公認の携帯サイトのことを意味しております。
2. 株式会社ディー・エヌ・エーは、2011年3月28日より「モバゲータウン」のサービス名称を「mobaqe」に変更しております。
3. 当組織再編の詳細については、2022年2月1日開示の「(開示事項の経過)連結子会社の再編(会社分割及び吸収分割)及び連結子会社の商号変更完了に関するお知らせ」をご参照ください。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社エイチーム）及び連結子会社9社によって構成されております。

報告セグメントにつきましては、人生のイベントや日常生活に密着し、有益な情報を提供する比較サイト・情報サイトなど、様々なウェブサービスの企画・開発及び運営を行う「ライフスタイルサポート事業」、「人と人とのつながりの実現」をテーマに、世界中の人々に娯楽を提供するスマートデバイス向けゲームやツールアプリケーションの企画・開発及び運営を行う「エンターテインメント事業」、そして様々な商材を取り扱う複数のECサイトの企画・開発及び運営を行う「EC事業」の3つの事業軸でビジネスを展開しております。

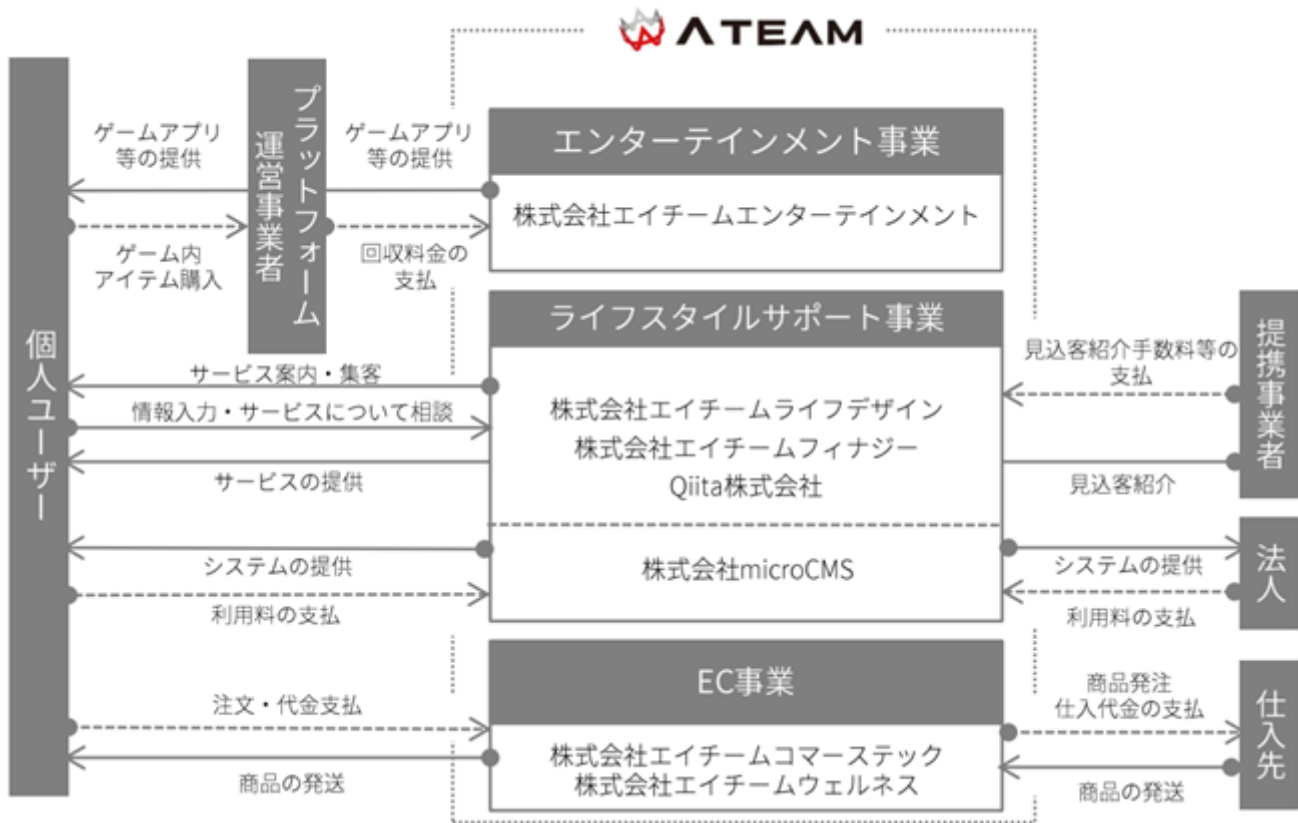
3事業とも原則内製開発しており、企画から運営に至るノウハウを自社内に蓄積し、様々なサービスの展開に活かしております。

なお、2021年8月1日付で、持株会社体制に移行しております。当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準につきましては連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

会社名	セグメント	主な事業内容	当社との関係
株式会社エイチーム	-	グループ会社の経営管理	-
株式会社エイチームエンターテインメント	エンターテインメント事業	スマートデバイス向けゲーム・ツールアプリの企画・開発及び運営	連結子会社
株式会社エイチームライフデザイン	ライフスタイルサポート事業	デジタルマーケティング支援ビジネス	連結子会社
株式会社エイチームウェルネス（注1）	EC事業	ECサイトの企画・開発及び運営	連結子会社
株式会社エイチームフィナジー	ライフスタイルサポート事業	デジタルマーケティング支援ビジネス	連結子会社
Qiita株式会社	ライフスタイルサポート事業	プラットフォームビジネス	連結子会社
株式会社エイチームコマーステック	EC事業	ECサイトの企画・開発及び運営	連結子会社
株式会社microCMS（注2）	ライフスタイルサポート事業	ヘッドレスCMS「microCMS」の開発及び販売	連結子会社

他、連結子会社2社

当社グループ事業のビジネスイメージ



- (注1) 2024年2月1日付で株式会社エイチームウェルネスが運営していた女性向け生理予測・体調管理アプリ「LaLune」を開発・運営するラルーン事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務を簡易吸収分割により譲渡いたしました。その結果、株式会社エイチームウェルネスの事業内容はECサイトの企画・開発及び運営のみとなったため、所属するセグメントはEC事業のみとなっております。
- (注2) 2024年6月3日付で、株式会社microCMSの発行済株式の100%を取得し、連結子会社化いたしました。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エイチーム エンターテインメント (注)1、4	愛知県名古屋市中村区	50	スマートデバイス向けゲー ム・ツールアプリの企画・開 発及び運営	100.0	役員の兼任 2名
株式会社エイチーム ライフデザイン (注)1、4	愛知県名古屋市中村区	50	デジタルマーケティング支援 ビジネス	100.0	役員の兼任 2名
株式会社 エイチームウェルネス	愛知県名古屋市中村区	50	ECサイトの企画・開発及び運 営	100.0	役員の兼任 1名
株式会社 エイチームフィナジー	大阪府大阪市北区	50	デジタルマーケティング支援 ビジネス	100.0	役員の兼任 2名
Qiita株式会社	愛知県名古屋市中村区	50	プラットフォームビジネス	100.0	役員の兼任 1名
株式会社エイチーム コマーステック	愛知県名古屋市中村区	50	ECサイトの企画・開発及び運 営	100.0	役員の兼任 1名
株式会社microCMS (注)3	東京都千代田区	28	ヘッドレスCMS「microCMS」 の開発及び販売	100.0	役員の兼任なし
その他2社					
(その他の関係会社) 株式会社林家族	愛知県名古屋市西区	0	-	被所有 30.0	役員の兼任 1名

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 2024年6月3日付で、株式会社microCMSの発行済株式の100%を取得し、連結子会社化いたしました。

4. 株式会社エイチームエンターテインメント及び株式会社エイチームライフデザインは売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。これらの会社の主要な損益情報等は次のとおりです。

名称	株式会社 エイチーム エンターテインメント	株式会社 エイチーム ライフデザイン
売上高	4,409百万円	16,052百万円
経常利益又は経常損失()	119百万円	1,236百万円
当期純利益	24百万円	798百万円
純資産額	334百万円	3,554百万円
総資産額	937百万円	5,910百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
ライフスタイルサポート事業	399	(14)
エンターテインメント事業	319	(5)
EC事業	28	(1)
全社(共通)	67	(11)
合計	813	(31)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員及びパートタイマーを含みます。)は、()内に年間の平均人数(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2024年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
67 (11)	37.8	8.4	6,420,503

セグメントの名称	従業員数(名)	
全社(共通)	67	(11)
合計	67	(11)

(注) 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除く就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員及びパートタイマーを含みます。)は、()内に年間の平均人数(1日8時間換算)を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社には労働組合はありませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注)1	男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1			
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
57.55	100.00	79.82	77.74	139.32	-

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

当事業年度						補足説明
名称	管理職に占める 女性労働者の 割合 (%) (注) 1	男性労働者の 育児休業 取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1			
			全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
株式会社エイチーム ライフデザイン	30.97	77.78	74.64	74.87	97.07	-
株式会社エイチーム エンターテインメント	21.43	200.00	79.71	82.80	88.23	(注) 3

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 男性労働者の育児休業取得率について、配偶者が出産した男性労働者数1名、育児休業をした男性労働者数2名であるため、100%を超えております。
- 上記以外の連結子会社については「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表項目に該当しない、若しくは公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

連結グループ

当事業年度					補足説明
管理職に占める 女性労働者の 割合 (%) (注) 2、3	男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注) 2、4	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 2、3			
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
31.94	84.21	78.80	79.72	85.55	-

(注) 1. 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51大蔵省令第28号)第2条第5号に規定されている連結子会社を対象としております。

- 海外子会社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、集計を省略しております。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは「みんなで幸せになれる会社にする事」「今から100年続く会社にする事」という経営理念のもと、“Ateam Purpose”である「Creativity × Techで、世の中をもっと便利に、もっと楽しくすること」の実現に向け、中長期的な成長戦略を掲げております。以下12点を主な経営課題として認識し、迅速に対処してまいります。

(1) 中長期的な成長に向けた事業ポートフォリオの強化

当社グループは、自社サービス開始以降、経営の安定性と高い成長性のバランスを実現するために、事業の転換・拡大を継続して行ってきました。現在はライフスタイルサポート事業、エンターテインメント事業、EC事業の3つの軸で事業を展開しております。今後も持続的な成長並びに中長期的な企業価値の向上を目指し、新たな事業の創出や他の企業との協業、M&A等多様な戦略を用いて、先行投資を進めながら事業ポートフォリオの強化を図ってまいります。

(2) ライフスタイルサポート事業における既存サービスの強化及び新規サービスの拡充

ライフスタイルサポート事業は、人生のイベントや日常生活に密着した便利なサービスを多数提供しております。それぞれのサービスにおいて利用者のニーズに即した周辺サービスを拡充しつつ、今後はこれらのサービス間で相互送客を強化することにより、集客効率並びに利益率の向上につながるものと考えております。新規サービスにおいても、同様にサービス間での相互送客を行いながら、継続顧客を確保するための施策に積極的に取り組み、事業を拡大してまいります。

(3) エンターテインメント事業におけるグローバル市場での成長

グローバルのデジタル配信ゲーム市場（モバイルゲーム、PCゲームデジタル配信、家庭用ゲームデジタル配信）規模は26兆円を超え、東アジア、北米、欧州の主要3地域では、欧州を中心に引き続き堅調な成長を遂げています（『ファミ通ゲーム白書2024』）。一方、国内外多くのゲームメーカーの本格参入により競争が激化しています。このような事業環境の中、持続的な成長を遂げるために、既存ゲームの健全な収益性の確保を維持するとともに、スマートフォンのみならずデジタル配信ゲーム市場全体をターゲットに、マルチデバイスでのグローバル展開に舵を切り、ゲームの開発を進めてまいります。また、今後は、これまでのゲームアプリ開発で培ったスキルやノウハウを活かし他社協業案件や受託開発案件も進めてまいります。

(4) EC事業における新商材の成功

2020年3月に立ち上げた化粧品ブランド「lujo（ルジョー）」では、ファンデーションをはじめとした複数商品を販売しております。再現性の高いヒット商品の開発とウェブ集客力を活かし、継続的に売上高成長をしております。2021年8月には、ドッグフードブランド「OBREMO（オブレモ）」をリリースし、当社グループのさらなる売上高成長を牽引できるよう、引き続き今後の中長期的な成長を見据え、商品ラインナップの拡充による売上高成長を追求してまいります。

(5) 優秀な人材の確保と育成

優秀な人材を確保することは当社グループの持続的な成長に必要不可欠であります。そのため、多様な働き方を実現する職場環境の改善、福利厚生の実施、人事考課制度の整備・運用及び採用活動の多様化に努め、人材の確保に力を入れております。

採用においては優れた専門性のみならず、人間性・協調性を重視した人材の選考を心がけており、企業文化と経営理念の共有により、みんなで協力し合いながら長く楽しく働ける組織作りを大切にしております。

また、社内外での研修・教育の強化等を含む人材育成制度の整備を進めるとともに、ジョブポスティング制度・フリーエージェント制度等といった機動的な人材活用を制度的にも実施しながら、事業間で経験とノウハウを共有することで企業とともに成長していく人材の育成に努めております。

(6) コーポレートブランドの向上

当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、提供するサービス自体のユーザビリティ、品質等に加え、各サービスの認知度・知名度を向上し、利用者数を拡大していくことが不可欠であります。

また、グループ全体の事業を支える優秀な人材の獲得や他社との提携等をより有利に進めるためにも、当社グループでは、今後も費用対効果を見極めながら、サービスの広告宣伝活動のみならず、企業認知度の向上や企業イメージの確立に取り組んでまいります。なお、ステークホルダーに対する適切かつ積極的な情報開示及び広報活動を実施することにより、コーポレートブランドの向上を目指してまいります。

(7) サステナビリティ経営の推進

当社グループの経営理念である「みんなで幸せになれる会社にする事」「今から100年続く会社にする事」のもと、“Ateam Purpose”である「Creativity × Techで、世の中をもっと便利に、もっと楽しくすること」の実現を目指すためには、当社グループにおける持続的な事業成長と併せて、持続可能な社会の実現に貢献することが重要だと認識しております。気候変動問題をはじめとした環境問題への対応は、今後に向けて取り組むべき課題であると認識しており、経営基盤の強化が進んだ段階で、機関形成及び体制整備を検討してまいります。また、従業員の働く環境や安全衛生、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン等の人的資本についても積極的に取り組んでまいります。

今後、特定した重要課題への取組を推進し、顧客・取引先・株主・従業員、社会・環境を含むすべてのステークホルダーから必要とされ続ける存在を目指してまいります。

(8) グループ経営体制及びコーポレートガバナンスの強化

当社グループは、国内連結子会社8社及び海外連結子会社1社により構成されたグループ企業体制であります。持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営の公正性・透明性を確保するとともに、取締役会及び監査等委員会による内部統制の強化並びにコーポレートガバナンス・コードの基本原則に沿った各種施策の実施、取締役会の実効性評価・分析・改善に継続的に取り組んでまいります。

(9) コンプライアンス及びリスク管理体制の強化

当社グループは、グループ企業としての持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて経営基盤を強化し、コンプライアンス及びリスク管理体制を強化し、企業倫理の一層の向上を図ってまいります。

(10) 情報セキュリティ・サイバーセキュリティ

当社グループは、お客様の個人情報や新規事業に関わる情報等、機密情報を多数保有しており、情報セキュリティリスクは経営上の最重要課題の一つと認識しております。

サイバー攻撃の高度化・巧妙化に対応するため、最新の脅威情報やセキュリティ技術のトレンドを常に把握し、ゼロトラストモデルのコンセプトに基づいた多層的なセキュリティ対策を継続的に強化してまいります。

(11) 新技術の活用

当社グループが属するスマートデバイス向けゲーム業界を含むインターネット業界は、技術革新が絶え間なく行われております。このような環境のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、AI及びブロックチェーンをはじめとする様々な新技術に適切に対応していくことが必要不可欠であると考えております。また、グループ横断プロジェクトとして技術研究活動を行い、新技術を活用できる人材育成に取り組んでまいります。

(12) 商品・サービスの品質と安全性の確保

当社グループは、スマートデバイス向けゲームやライフイベントにまつわる様々なオンラインサービスの提供に加え、EC事業においては化粧品やドッグフード等を取り扱っております。すべての商品・サービスにおいて利用者が安全かつ安心して利用でき、高い品質が担保されるよう努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループに関わるすべてのステークホルダーの皆さまに対する積極的な情報開示と透明性の向上に努めることで相互理解を深め、当社グループに対する期待や要望を的確に把握し、応えていくことで、持続的な企業の成長及び社会の実現を目指すとともに、企業価値の向上に努めてまいります。

(1) ガバナンス

当社グループの持続可能性に関わる中長期的なサステナビリティに関して、そのリスク、機会の特定・分析及び取組への対応は、取締役会等の重要会議で審議され、代表取締役より実行組織へと展開されます。

当社グループのガバナンスに関しては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレートガバナンスの状況等」をご参照ください。

(2) 戦略

当社グループのサステナビリティについての具体的な取組内容については、以下の「人的資本に関する考え方及び取組」に記載した内容に加え、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」並びにコーポレートサイトに記載しております。

また、当社グループのサステナビリティへの基本的な考え方として、国籍、人種、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、性的志向、性同一性、障がいの有無等を理由とする、一切の差別やハラスメント（いやがらせ）を認めず、人権や多様性を尊重するダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）を推進してまいります。

人的資本に関する考え方及び取組

当社グループは、人的資本が価値創造の源泉であると認識しており、社員の成長を促すことで付加価値の高いサービスを創出でき、企業と社会の持続可能な成長につながると考えております。

そのため、「Ateam People」（当社グループが大切にしている価値観及びそれを体現する人たち）（ 1 ）を人材方針と定め、社員の活躍を推進すべく、4つの企業文化（ 2 ）を基盤とし、人材育成及び環境整備に努めております。

また、ビジネス領域の異なる多様な事業を展開していることから、多様な人材を積極的に採用しております。社員が最大限パフォーマンスを発揮できる環境を整えることによって、事業活動の質を上げ、ひいては当社グループの発展につながると考えております。

（ 1 ）“Ateam People” 8つの価値観

- 1．お互いを認め合える
- 2．「儲ける」を理解する
- 3．チームで取り組む仕事が好き
- 4．少し先の未来を想像してワクワクできる
- 5．貢献欲を持っている
- 6．変化を前向きに捉え、適応していく
- 7．自分をオープンにできる
- 8．学び続ける

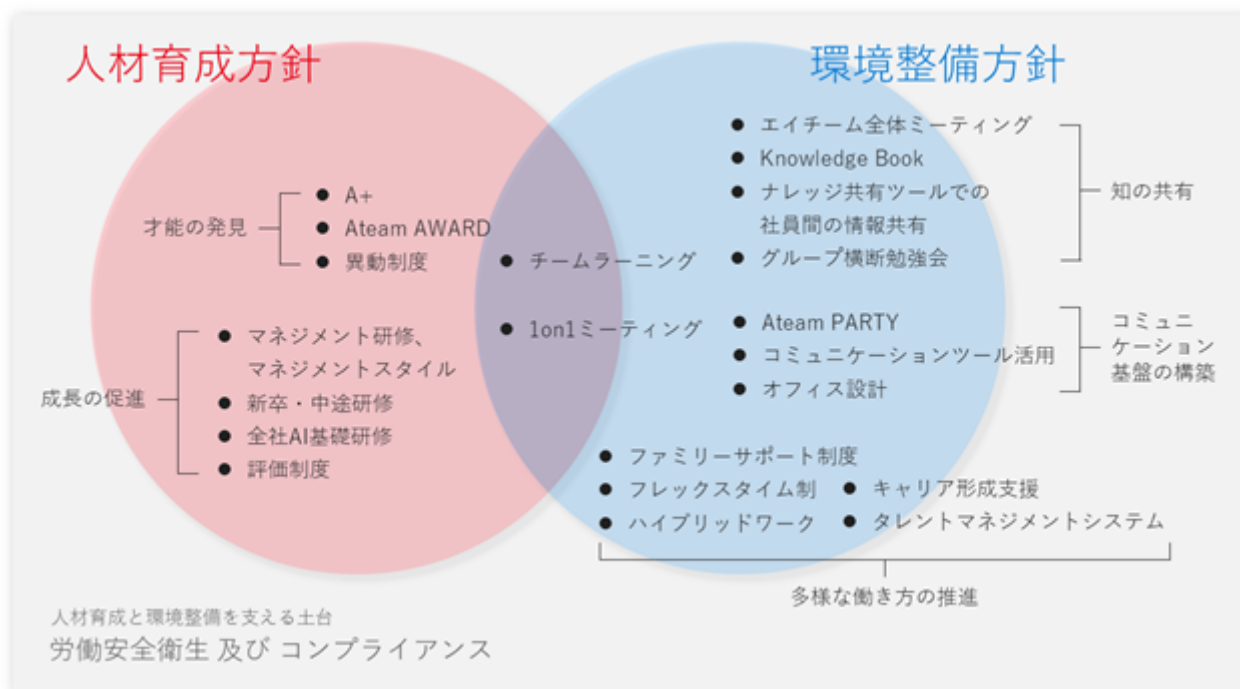
（ 2 ）4つの企業文化

みんなで経営について考える文化	社員だれでも参画できるオープンでフラットな経営
お互いを認め合う文化	お互いの長所を見つけ、認め合い、不足を補い合う
コミュニケーションを大切にしている文化	一緒に働く仲間同士がお互いをオープンにし、チームで仕事に取り組む
挑戦と変化を楽しむ文化	急速に変化し続けるIT業界で、未来の挑戦と変化を楽しむ

人材育成方針及び環境整備方針について

当社グループは、付加価値の高いサービスを創出すべく、「才能の発見」と「成長の促進」というテーマのもと人材育成方針を、「知の共有」「コミュニケーション基盤の構築」「多様な働き方の推進」というテーマのもと環境整備方針を定めております。また、人材育成と環境整備を支える土台として、労働安全衛生やコンプライアンスに関する取組についても推進しております。

人的資本に関する取組の全体図



人材育成方針：「才能の発見」「成長の促進」

「才能の発見」に関する取組については、社員誰もが新規事業を企画・提案できる新規事業案コンテスト「A+（エープラス）」、高い成果を収めた社員を称える全社表彰式「Ateam AWARD」、社員自身が講師となりお互いに学び合う・高め合う自発型研修制度「チームラーニング」、多様なキャリアの機会を獲得できる異動制度（ジョブポスティング制度及びフリーエージェント制度）等を行っております。

また、「成長の促進」に関する取組については、上司・部下間での1on1ミーティング、管理監督者を対象としたマネジメント研修やマネジメントスタイルの策定と運用、新入社員（新卒・中途）向けの研修、全社員対象のAI基礎研修、個人と組織の成長を目指す評価制度の導入等を行っております。なお、評価制度では、半年に1度の目標設定を行い、行動・スキル・成果の観点から目標を設定し、達成に向けた支援を行うことで、社員の継続的な成長とパフォーマンス向上を促しております。

環境整備方針：「知の共有」「コミュニケーション基盤の構築」「多様な働き方の推進」

ナレッジマネジメントである「知の共有」の取組は、社員個人の暗黙知を形式化し、組織・グループ全体へと循環させることで、社員と組織の成長を促し、ひいては事業及び企業の成長につながるものと考えております。具体的には、毎週1回社員全員が参加しグループ全体の状況を共有する「エイチーム全体ミーティング」、全社表彰式「Ateam AWARD」の受賞者のナレッジをまとめた社内報「Knowledge Book」、ナレッジ共有ツールを活用した社員間の情報共有、自発型研修制度「チームラーニング」や「グループ横断勉強会」等を実施しております。

「コミュニケーション基盤の構築」に関する取組については、全社表彰式とあわせて実施する全社懇親会「Ateam PARTY」、上司・部下間だけでなく社員の相互理解を深める「1on1ミーティング」、業務の進捗や知見を共有し合うコミュニケーションツールの活用、社員食堂「LaPyuta」をはじめ社員同士の交流を促すオフィス設計等があります。

「多様な働き方の推進」に関する取組としては、育児や介護をする社員とその家族を支える「ファミリーサポート制度」、フレックスタイム制の採用、状況に応じてオフィス出社と在宅勤務を選択できるハイブリッドワークの導入、社員一人ひとりのキャリア形成を支援する「キャリア面談」及び「自己申告シート（キャリアプラン）」、タレントマネジメントシステムの活用等を行っております。

人材育成と環境整備を支える土台：労働安全衛生及びコンプライアンス

a. 労働安全衛生について

社員の安全・健康に配慮した制度の整備・拡充や啓蒙活動を行い、円滑に職務を遂行できる環境を整えるため、以下の取組を実施しております。

- ・ 予防医療として、ストレスチェックの実施や産業医面談などのメンタルヘルス相談対応、追加健診補助制度の設置
- ・ 超過勤務管理などの労務管理の徹底（月平均法定外残業時間5.5時間、年間有給取得率77%）
- ・ キャリアや働き方、人間関係等について人事へ直接相談できる窓口の設置
- ・ 長期休暇取得制度「A-LOHAS（連続5営業日有給休暇取得可能）」の利用促進
- ・ 食から健康をサポートする社員食堂「LaPyuta」
- ・ 社員の健康面をサポートする社内マッサージ室の設置(年間平均稼働率81%)等

b. コンプライアンスについて

社員のコンプライアンスの強化に向け、以下の取組を通して、倫理観を養い法令についての基礎知識を得ることで、社員の意識の向上に努めております。

- ・ 新入社員向け研修
- ・ 新任管理監督者向け研修
- ・ 管理監督者向けハラスメント研修等
- ・ 法改正をはじめとした法律に関する研修

(3) リスク管理

当社グループが認識しているリスクに関しては、「3 事業等のリスク」をご参照ください。サステナビリティに関するリスクについても、同様の体制でリスクマネジメントを行っております。

サステナビリティへのリスク及び取組

サステナビリティに関わる取組に関しては、国際的な開示基準であるSASBスタンダードに準拠した取組・開示を推進しております。当社グループが認識すべきサステナビリティにおけるリスク及び課題、取組については、SASBスタンダードを参考に検討・特定し、経営方針や事業活動の状況に応じて優先度を決めて取り組んでおります。また、サステナビリティの方針及び取組、各ESG評価機関によるスコアリング等について、毎年1回以上の頻度で取締役会に報告しております。

なお、準拠する取組・開示基準に関しては、今後の国際的な要請や開示基準の整備に伴い、必要に応じて適切に判断してまいります。

気候関連問題リスクへの対応

当社グループは、2022年9月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言への賛同を表明しており、「CDP気候変動質問書2024」においては2024年8月に回答書を提出いたしました。今後、TCFDの枠組みに沿った情報開示を進めてまいります。企業価値向上に向けて、まず第一に既存事業の収益性向上をはじめとした経営基盤の強化を重要事項として位置づけ、優先的に社内リソースを投下しております。

気候関連問題への対応については、プライム市場上場企業として取り組むべき重要課題であると認識しているものの、当社グループがIT・情報セクターであり、かつ当社グループとしては差し迫った優先事項ではないため、その他の優先事項（「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の事項）を考慮したうえで検討を進める予定です。

また、温室効果ガスの排出に関する目標と指標は、現時点においては設定しておりません。スコープ1については、排出量の算出を行いました。燃料の使用や工業プロセスにおいて当社グループが直接排出する項目はありませんでした。また今後5年間についても、スコープ1の排出は発生しない見込みです。

スコープ2及びスコープ3については、算出の対象が広範囲に及ぶと同時に、高い専門性が要求されるため当連結会計年度における排出量の算出を見送っております。算出に必要な社内リソースの確保や事業活動に関するデータを収集できる仕組みが整い次第、排出量目標を設定する予定です。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、「人材育成方針」「環境整備方針」に直接紐づく指標及び目標は、現時点において定めておりません。今後、経営理念及び経営戦略に基づく指標及び目標の設定を検討してまいります。

ダイバーシティ関連の指標について

ダイバーシティ基本方針（「(2)戦略」にて記載）に沿った取組を実施しております。

多様な人材が働きやすい環境の整備

- ・自宅での在宅勤務とオフィスでの出社勤務を掛け合わせたハイブリッドワーク

目的：コミュニケーションと業務効率を考えメリハリを持って働くため

実績：在宅勤務利用率 92%

在宅勤務実施率 69%

上記は2024年7月の利用実績

利用率は、在宅勤務を1回以上利用した人の割合

実施率は、勤務日数のうち在宅勤務を実施した日数の割合

- ・フレックスタイム制

目的：育児や介護や様々なプライベートの事情等と仕事を両立し、効率的に働くため

実績：社員のフレックスタイム制適用率 87%

子育て世代の活躍推進

当社グループでは子育て世代（30代～40代）の割合が74%であり、男女問わず育児と仕事の両立支援が必要であると考えております。ハイブリッドワークやフレックスタイム制に加え、ファミリーサポート制度のもと、以下の取組を実施しております。

本取組により、出産前・育児休業中・職場復帰後のそれぞれのフェーズにおける不安を軽減し、長く活躍できる支援体制を整えております。

	制度や取組	関連指標の実績（当事業年度）
出産前～ 育休中	<ul style="list-style-type: none"> ・社員全員参加ミーティングや社内イントラネットでの周知・啓蒙活動による育休取得促進 ・男女別育休ガイドラインの制定 ・管理監督者向けガイドラインの制定 ・育休前人事面談の実施 ・配偶者出産時の特別休暇（男性のみ） ・母性健康管理特別休暇（女性のみ） ・キャリアや働き方の人事相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・育休取得率 女性100%（目標100%） 男性 84%（目標 60%） ・平均育休取得日数 女性511日 男性111日
職場復帰後	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時託児金銭補助 ・育児関連の特別休暇 子供の学校行事、看護のための特別有給休暇 ・企業主導型保育所との提携 ・時短勤務の期間拡大（子供が小学校6年生終了まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・育休復帰率 女性92% 男性92% ・育児関連の特別休暇年間総利用日数 1,191日

本指標は海外子会社と株式会社microCMSは含んでおりません。

また、会社の発展に不可欠なダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）の要素として、女性活躍推進にも積極的に取り組んでおり、上記の制度は女性社員の個性の尊重や能力の発揮にもつながっております。女性活躍に関する目標は一般事業主行動計画に定めており、以下その内容と進捗となります。

	目標	関連指標の実績（当事業年度）
1	当社グループ社員における女性労働者の割合を45%、管理職に占める女性の割合を25%以上に維持する。	女性労働者比率45% 女性管理職比率31%
2	女性労働者の働く環境を整備することで、女性労働者自らが力を伸ばし、長く活躍できる環境を支援する。	女性労働者育休復帰率92%

本指標は海外子会社と株式会社microCMSは含んでおりません。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示してまいります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

IT市場の外部環境

当社グループの事業領域であるモバイルゲーム市場、インターネット市場及びEC市場はスマートフォンの普及、インターネット利用者の増加により高度な成長を続けてまいりました。しかしながら、今後、市場規模の縮小や景況感の悪化、実際の景気変動の影響等を受けた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループのEC事業においては、急激な原油高や原材料の供給不足等が起因となり原材料価格が高騰した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社グループは、インターネットを使った様々なコンテンツやサービスを提供しております。競争力向上のため、特色あるコンテンツの提供や最適なユーザビリティを追求したインターネットサイトの構築に努め、サービスの多様化、カスタマーサポートの充実等に取り組んでおります。

しかしながら、類似サービスを提供する企業や新規参入者との競合が激化することにより、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

災害・感染症の拡大・事故等に関するリスク

地震、台風、津波等の自然災害、火災、停電、国際紛争、または新型コロナウイルス感染症を含む伝染病の拡大等が発生した場合、当社グループの事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。当社グループのサービス展開地域において大規模な自然災害等が発生した場合には、止むを得ずサービスの提供を一時的に停止する可能性があります。また設備の損壊や電力供給の制限等、事業継続に支障をきたす事象が発生した場合、各種災害や国際紛争等による物的・人的損害が甚大である場合には事業の継続自体が困難または不可能となる可能性があります。このような事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業に関するリスク

売掛金の回収について

当社グループは事業・サービスの展開において様々な事業者と取引を行っております。それらの事業者はそれぞれがおかれる市場環境・競合の状況等により、事業戦略の見直し、撤退や他社との事業統合等の経営判断を行う可能性があります。そのため、当社グループは安定的且つ健全な事業運営を継続できる事業者とパートナーシップを組むよう努めておりますが、今後、上記の理由等により事業者の事業継続に支障が生じた場合等には当該事業者にかかわる売上代金の回収遅延、回収不能が生じるおそれがあります。このような場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

為替による影響について

当社グループのエンターテインメント事業では、一部において海外向けのアプリケーションを配信専用のプラットフォームや海外現地のパブリッシャーを介して海外の利用者にコンテンツを提供しており、コンテンツ内で販売したアイテム等の売上は海外のプラットフォーム運営事業者を通じて現地の通貨にて回収されます。

商品の品質管理について

当社グループではEC事業を中心に複数の商品をオンラインで販売しております。当社グループで取り扱う商品の生産に関しましては、高品質な商品の製造、原材料の調達が可能であるなど、信頼性のある取引先の選定を行っております。また、取引先との連携を深め、必要に応じて自ら製造工場に立会検査を行う等、品質管理の徹底を図り、社員教育、法令遵守に向けた啓発等を行っております。

しかしながら、販売している商品の使用に起因して、お客様の健康等に悪影響が発生する可能性があります。また、将来的に、当社グループのEC事業等に関連する法令の新設、社会情勢の変化があった場合にも、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

投資育成及びM&A（企業買収等）について

当社グループは、高い成長力を持つ企業を早期から育成・支援することを目的にベンチャー投資及び投資事業有限責任組合（ファンド）への出資を行っております。当該出資等が対象とする未公開企業は、市場環境の変化並びに開発能力、経営管理能力の不足等、将来性に対する不確定要素を抱えており、これら不確定要素の現出により期待した成果を上げることができず業績が低迷、悪化した場合には、これらの投資が回収できず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、投資育成に加え、事業の成長及び拡大を目指すため、M&Aも実施する方針です。M&Aにあたっては、その対象企業について事前に財務内容等の審査に努め、リスクを検討したうえで進めてまいりますが、買収後に偶発債務の発生や未認識債務の判明等事前の調査で把握できなかった問題が生じる場合やM&A後の事業展開が計画通りに進まない場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

特定経営者への依存について

当社代表取締役社長、林高生氏は当社グループの創業者であり、また、技術者としての豊富な経験を有していることから、当社グループの設立以来成長を支え、経営戦略等多岐にわたり極めて重要な役割を果たしております。当社グループは、同氏に過度に依存しない経営体制の構築に努めておりますが、何らかの理由により、同氏が経営に参画できなくなった場合、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るにはコーポレートガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。そのため、事業規模の拡大に合わせて経営基盤の強化を継続的に進めていくとともに、より効率的且つ適正な経営を行うため、内部管理体制の整備・充実を推進していく方針であります。

しかしながら、事業の急速な拡大に対して、十分な内部管理体制の構築が追い付かない場合、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

人材の確保、育成について

当社グループにおいて、今後事業拡大や企業運営を円滑に遂行していくうえで、優秀な人材を確保することが極めて重要であります。しかしながら、必要な人材を適時適切に確保できない場合、または社内の有能な人材が流出した場合には、経常的な業務運営や事業展開に支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) コンプライアンスに関するリスク

法的規制について

当社グループの運営事業領域に適用される主な法規則として、「不当景品類及び不当表示防止法」、「個人情報保護に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「資金決済に関する法律」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」等があります。

このような法令の制定や改正、監督官庁による行政処分、新たな規制の策定または改定等により、当社グループが提供するコンテンツやサービスが制約を受ける可能性があります。その場合、当社グループの事業、業績及び企業イメージに影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループは、運営する事業に関する知的財産権の保護に努めるとともに、第三者の知的財産権を侵害しないよう十分な注意を払っております。また、当社グループが提供するサービスにおいて、当社グループが所有する知的財産権を第三者に使用許諾する場合や、第三者の所有する知的財産権の使用許諾を受ける場合があり、その場合は使用許諾契約の締結等により適切な管理を行っております。

しかしながら、知的財産権の範囲や契約条件の解釈の齟齬等により、認識外で第三者の知的財産権を侵害した場合、当社グループは第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受ける可能性があります。その結果、解決に多額の費用と時間がかかり、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社グループは、提供するサービスやコンテンツの利用者の個人情報を取得する場合があります。個人情報の外部漏洩・改ざん等の防止のため、個人情報の取扱いに際し業務フローや権限体制を徹底し、「個人情報の保護に関する法律」に従い厳正な管理を行っております。

しかしながら、コンピューターウイルス、不正侵入や故意または過失の事態により、個人情報の漏洩や不正使用等のトラブルが発生した場合、当社グループへの損害賠償請求や当社グループに対する信頼損失及び企業イメージの悪化等により、当社グループの業績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

サービスの安全性及び健全性について

当社グループが提供するサービスコンテンツは、不特定多数の個人利用者が、利用者間において独自にコミュニケーションを取ることができます。青少年保護、健全性維持・向上のため、利用規約において不適切な利用の禁止を明示し、モニタリングを常時行い、規約違反者に対しては、改善の要請や退会の措置を講じる等の対応を行うことで、サービスの安全性及び健全性の確保に努めております。しかしながら、コンテンツ利用者が急速に拡大し、利用者のコンテンツ内における行為を完全に把握することが困難となり、利用者の不適切な行為に起因するトラブルが生じた場合には、利用規約の内容にかかわらず、当社グループが法的責任を問われる可能性があります。また、法的責任を問われない場合においても、コンテンツのブランドイメージの悪化等により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等について

当社グループは、法令遵守を基本としたコンプライアンスの推進により、法令違反等の防止に努めております。しかしながら、当社グループの役員、従業員の法令違反等の有無にかかわらず、利用者、取引先、その他第三者との不測のトラブル、訴訟等の発生及び上記知的財産権、個人情報、サービスの安全性及び健全性についても訴訟のリスクがあるものと考えております。

かかる訴訟の内容及び結果によっては、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、多大な訴訟対応費用の発生や企業イメージの悪化により、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報セキュリティに関するリスク

コンピューターシステムや通信ネットワークについて

当社グループの事業は、モバイル端末やPC等のコンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークにより、利用者にサービスを提供しております。システムの安定的な稼働を図るためにサーバーの分散化・定期的バックアップ・稼働状況の監視等により、システムトラブルの未然防止または回避に努めております。しかしながら、不測の事故（社内外の人的要因によるものを含む）等により通信ネットワークの切断や支障が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの運営する各サイト等へのアクセスの急激な増加によるサーバーの過負荷や電力供給の停止等不測の様々な要因によって、システムが作動不能に陥った場合、サービスが停止する可能性があります。この結果、当社グループの業績及びサービスのブランドイメージに影響を及ぼす可能性があります。

サイバーセキュリティ

サイバー攻撃は、当社グループの事業継続に重大なリスクをもたらす可能性があります。システムの不具合や外部からの不正アクセスは、業務停止や顧客データの漏洩、金銭的な損失に繋がりがねません。特に、近年ではサイバー攻撃の手法が高度化・巧妙化しており、標的型攻撃やランサムウェアなど、企業にとって深刻な脅威となっています。

当社グループは、IDaaS（Identity as a Service）を導入しており、多要素認証によるなりすましの抑制や、セキュリティポリシーに沿ったアイデンティティ管理の運用を徹底しております。また、ゼロトラストモデルのコンセプトに基づいてEDR（Endpoint Detection and Response）やSSE（Security Service Edge）などのセキュリティ製品を導入し多岐にわたる対策を講じております。しかしながら、これらの対策を講じても、サイバー攻撃のリスクを完全に排除することはできません。

万が一、重大なサイバー攻撃が発生した場合、復旧までに時間を要し、事業活動が停止する可能性があります。また、顧客情報や企業秘密の漏洩は、社会的信用を失墜させ、当社グループの業績に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティ体制

情報セキュリティインシデント発生時の対応が不十分な場合、当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。当社は情報セキュリティ体制の強化に継続的に取り組んでおります。具体的には、エイチームCSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設置して、グループ全体へのサイバーセキュリティに関するガバナンス強化やサイバー攻撃に対応する包括的・多面的なシステム運用体制の構築を行っております。また、全社員を対象にしたセキュリティ教育の実施やセキュリティ担当者向けにセキュリティインシデント演習などの教育にも力を入れております。

しかしながら、情報セキュリティリスクは完全に排除できるものではなく、システムの脆弱性や人的ミスによる情報漏洩、不正アクセスなどのリスクは依然として存在します。

当社は、これらのリスクを認識し、セキュリティ対策の更なる強化に取り組んでまいります。万が一、情報セキュリティ上の重大な事故が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

IT投資

IT投資は、企業の競争力強化や業務効率化に不可欠な要素ですが、同時に様々なリスクを伴います。多額の投資が必要となるため、投資に見合った効果が得られない、あるいは期待した効果が得られるまでに時間を要する可能性があります。また、IT技術は急速に進歩するため、継続的なシステム更新や追加投資が必要となることも考えられます。

当社グループは、IT投資のリスクを十分に認識し、投資効果を最大化するための取組を行っております。具体的には、IT投資計画の精査、システム導入前の綿密な評価など、様々な対策を講じております。しかしながら、導入時のトラブル、システム障害が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他のリスク

のれんの減損に関するリスク

当社グループは当連結会計年度末時点で、転職メディア「CAREER PICKS」を運営する株式会社リンクス（現株式会社エイチームライフデザイン）ののれん108百万円、「microCMS」を運営する株式会社microCMSののれん1,488百万円を計上しております。被買収企業及び当社グループが持つデジタルマーケティングの強みを掛け合わせたことにより、買収時と比較して大きく事業成長している状況であり、減損の兆候はないと判断しております。

今後、当社グループが必要に応じてM&Aを実施する際には、対象企業の財務内容や将来の収益性等に関して事前精査を十分に行いますが、市場環境の急激な変化等により買収時の収益計画と著しい乖離が生じた場合には、のれんの減損処理を行う可能性があり、当該のれんの減損処理が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

新株予約権行使による株式価値希薄化に関するリスク

当社とAASC II P, L.P.との引受契約に基づく新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債については、2029年6月26日までの期間に複数回に渡る段階的な行使が予想されるため、希薄化が即時に生じる新株式の発行とは異なり、当社株式の株式市場への供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられ、既存株主の利益への影響を一定程度抑えることができると考えております。なお、本新株予約権及び本新株予約権付社債の目的である当社普通株式数は、調整がなされる場合を除いて、7,776,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績

当社グループは「Creativity × Techで、世の中をもっと便利に、もっと楽しくすること」という“Ateam Purpose”を掲げております。この“Ateam Purpose”のもとすべての役員及び従業員が一丸となり、様々な技術領域・ビジネス領域において、インターネットを通じて利用者の皆様に支持・利用していただける比較サイトや情報サイト、ゲームコンテンツ、ECサイトなどの企画・開発及び運営を行っております。具体的には、人生のイベントや日常生活に密着し、有益な情報を提供する様々なウェブサービスの企画・開発及び運営を行う「ライフスタイルサポート事業」、「人と人とのつながりの実現」をテーマに、世界中の人々に娯楽を提供するゲームやツールアプリケーションの企画・開発及び運営を行う「エンターテインメント事業」、様々な商材を取り扱う複数のECサイトの企画・開発及び運営を行う「EC事業」の3つの事業軸でビジネスを展開しております。

当連結会計年度の連結売上高につきましては、各事業セグメントが前連結会計年度比で減少したため、全体としても減収となりました。営業利益につきましては、ライフスタイルサポート事業においては前連結会計年度比で減益となり、エンターテインメント事業においては前連結会計年度の黒字から赤字に転じたものの、EC事業において損失が大幅に縮小したため、全体では前連結会計年度比で増益となりました。経常利益につきましては、前連結会計年度ほどの営業外収益が発生しなかったため、前連結会計年度比で減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、2024年2月にラルーン事業を譲渡したことによる事業譲渡益491百万円を計上したため、前連結会計年度比で大幅に増益となりました。

具体的には、当連結会計年度の売上高は23,917百万円（前連結会計年度比13.2%減）、営業利益は562百万円（前連結会計年度比3.4%増）、経常利益は609百万円（前連結会計年度比14.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は953百万円（前連結会計年度比565.1%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

<ライフスタイルサポート事業>

ライフスタイルサポート事業では、様々な事業領域において個人の利用者に向けてサービスを展開する事業者と連携し、「三方よし」のサービス理念のもと、人生のイベントや日常生活に密着した比較サイト・情報サイト等様々な便利なウェブサービスを展開しております。

比較サイト・情報サイト等は、ユーザーの課題・悩みをもとに適切な情報や選択肢を提示することで、パートナー企業の選択・意思決定を支援し報酬をいただくビジネスモデルです。広告運用・コンテンツ運用・メディア運用を自社で統合して実施することで、他社にはないデジタルマーケティング力を実現するとともに、ユーザーデータを蓄積し、活用しながら独自価値を向上させることで市場での優位性の構築に取り組んでおります。

個人のユーザーへは基本無料でサービスを提供し、主な売上はパートナー企業に当該ユーザーを見込顧客として紹介することに対する紹介手数料及び成約報酬であります。

当連結会計年度の売上高につきましては、ブライダル事業、自動車関連事業の売上が前連結会計年度比で増加するも、引越し関連事業と金融メディア事業においてGoogleコアアルゴリズムアップデートに起因する利用件数の減少による減収が生じたため、全体としては前連結会計年度比で減収となりました。セグメント利益につきましては、保険代理店事業及び「Qiita（キータ）」の損失が縮小したものの、前述のGoogleコアアルゴリズムアップデートに起因する減収による減益により、全体としては前連結会計年度比で減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるライフスタイルサポート事業の売上高は17,165百万円（前連結会計年度比7.1%減）、セグメント利益は1,400百万円（前連結会計年度比20.5%減）となりました。

<エンターテインメント事業>

エンターテインメント事業では、主に自社で開発したスマートデバイス向けゲームアプリケーション（以下「ゲームアプリ」という。）をApple Inc.が運営するApp Store及びGoogle LLCが運営するGoogle Play等の専用配信プラットフォームを通じて、世界中の人々に提供しております。ゲームアプリ自体は基本無料で提供しており、主な売上はユーザーがゲームをより効率よく優位に進めるためのゲーム内アイテム購入代金であります。

近年のグローバルにおけるゲーム市場環境及びユーザーニーズの変化、そして技術の進化等を踏まえ、エンターテインメント事業はスマートフォンゲームのみならず、グローバルのデジタル配信ゲーム市場（モバイルゲーム、PCゲームデジタル配信、家庭用ゲームデジタル配信）全体をターゲットに、グローバルで人気のIPと連携し、展開することを中長期方針とし、さらなる成長を狙います。また、今後は、これまでのゲームアプリ開発で培ったスキルやノウハウを活かし、他社協業案件や受託開発案件も進めてまいります。

当連結会計年度の売上高につきましては、ゲームアプリ全体で引き続き減収傾向であるため、前連結会計年度比で減収となりました。セグメント損失につきましては、ゲームアプリの運営の効率化を行っているものの、前述のとおりゲームアプリ全体で減収傾向であるため、前連結会計年度の黒字から赤字に転じました。

以上の結果、当連結会計年度におけるエンターテインメント事業の売上高は4,400百万円（前連結会計年度比18.8%減）、セグメント損失は38百万円（前連結会計年度は166百万円の利益）となりました。

< EC事業 >

EC事業では、化粧品ブランド「lujo（ルジョー）」をはじめ、複数の商材を取り扱うECサイトを運営しております。当社グループ内で商品の企画・開発・販促を行い、製造のみ外部に委託するOEM（Original Equipment Manufacturer）生産を行っており、主に、継続的にご購入いただく定期販売モデルです。

今後も品揃えや販売方法、配送品質を日々改善し、ユーザーの期待を大きく超える購買体験ができるサービスを提供してまいります。

当連結会計年度の売上高につきましては、「lujo（ルジョー）」及び「OBREMO（オブレモ）」において顧客数が順調に増加し増収するも、前連結会計年度である2023年3月に自転車小売事業を譲渡したため、前連結会計年度比で減収となりました。セグメント損失につきましては、前述のとおり自転車小売事業の譲渡により、その運営費用が減少したことに加え、「lujo（ルジョー）」が当連結会計年度において累計で黒字に転じたため、前連結会計年度比で損失が大幅に縮小しております。

以上の結果、当連結会計年度におけるEC事業の売上高は2,351百万円（前連結会計年度比35.6%減）、セグメント損失は152百万円（前連結会計年度は431百万円の損失）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ2,058百万円増加し、当連結会計年度末には8,050百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は、808百万円（前連結会計年度は656百万円の収入）となりました。これは主に、事業譲渡益491百万円があったものの、税金等調整前当期純利益1,152百万円等の影響によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は、992百万円（前連結会計年度は420百万円の収入）となりました。これは主に、事業譲渡による収入500百万円があったものの、連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の取得による支出1,420百万円等の影響によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果得られた資金は、2,220百万円（前連結会計年度は324百万円の支出）となりました。これは主に、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入2,493百万円等の影響によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
ライフスタイルサポート事業	-	-	-	-
エンターテインメント事業	251	546.0	163	-
EC事業	-	-	-	-
合計	251	546.0	163	-

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
ライフスタイルサポート事業	17,165	7.1
エンターテインメント事業	4,400	18.8
EC事業	2,351	35.6
合計	23,917	13.2

(注) 1. 当連結会計年度において、EC事業において販売高に著しい変動がありました。これは主に、自転車小売事業を営む株式会社cymaの全株式を2023年3月1日に株式会社ワイ・インターナショナルに譲渡したことによるものであります。

2. 前連結会計年度及び当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
Apple Inc.	2,554	9.3	1,892	7.9
Google LLC	2,435	8.8	1,831	7.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態の分析

a. 資産

当連結会計年度末における総資産は16,291百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,436百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加2,058百万円によるものであります。

b. 負債

当連結会計年度末における負債は6,017百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,866百万円増加いたしました。これは主に、転換社債型新株予約権付社債の増加2,500百万円によるものであります。

c. 純資産

当連結会計年度末における純資産は10,274百万円となり、前連結会計年度末に比べ570百万円増加いたしました。これは主に、利益剰余金の増加656百万円によるものであります。

経営成績の分析

a. 売上高

当連結会計年度における売上高は23,917百万円（前連結会計年度比13.2%減）となりました。

ライフスタイルサポート事業では、ブライダル事業、自動車関連事業の売上が前連結会計年度比で増加するも、引越し関連事業と金融メディア事業においてGoogleコアアルゴリズムアップデートに起因する利用件数の減少による減収が生じ、売上高は17,165百万円（前連結会計年度比7.1%減）となりました。

エンターテインメント事業では、ゲームアプリ全体で引き続き減収傾向であり、売上高は4,400百万円（前連結会計年度比18.8%減）となりました。

EC事業では、「lujo（ルジョー）」及び「OBREMO（オブレモ）」において顧客数が順調に増加し増収するも、前連結会計年度である2023年3月に自転車小売事業を譲渡したため、売上高は2,351百万円（前連結会計年度比35.6%減）となりました。

b. 売上原価

当連結会計年度における売上原価は、EC事業において自転車小売事業を譲渡したことによる仕入原価の減少等により、3,546百万円（前連結会計年度比29.9%減）となりました。

c. 販売費及び一般管理費

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、各事業の広告宣伝費の減少やエンターテインメント事業における売上高の減少に伴うキャリア手数料の減少、前連結会計年度においてオフィスを縮小したことに伴う減価償却費の減少等により、19,808百万円（前連結会計年度比9.7%減）となりました。

d. 営業利益

当連結会計年度における営業利益は、ライフスタイルサポート事業においては前連結会計年度比で減益となり、エンターテインメント事業においては前連結会計年度の黒字から赤字に転じたものの、EC事業において損失が大幅に縮小したため、562百万円（前連結会計年度比3.4%増）となりました。

e. 経常利益

当連結会計年度における経常利益は、前連結会計年度ほどの営業外収益が発生しなかったため、609百万円（前連結会計年度比14.4%減）となりました。

f. 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、2024年2月にラルーン事業を譲渡したことによる事業譲渡益491百万円を計上したため、953百万円（前連結会計年度比565.1%増）となりました。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

a. キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

b. 資金需要

当社グループの資金需要のうち主なものは、通常の運転資金のほか、オフィス及びIT関連の設備に関する投資並びにM&Aにおける投資資金であります。

c. 財務政策

当社グループは、運転資金につきましては、自己資金で対応することを原則としておりますが、金利動向や負債と資本のバランスに配慮しつつ、必要に応じて金融機関からの借入を実施しております。

資金の流動性については、グループ間の資金管理契約によりグループ各社における余剰資金の有効活用に努めるとともに、さらに金融機関との間でコミットメントライン契約や当座貸越契約を締結する等により、急な資金需要の不測の事態にも備えております。

なお、当連結会計年度末における借入金の残高は35百万円であります。また、現金及び預金8,050百万円を保有しており、必要な資金は確保されていると認識しております。

経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成には、資産・負債及び収益・費用に影響を与える見積りを必要とする箇所があります。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(のれんの回収可能性)

将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された事業計画を基礎としておりますが、事業計画は過去の実績等に基づく単価、見込み契約数等の仮定を主要な仮定としております。経済環境の予期しない変化等により、主要な仮定に不利な影響が発生し、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす場合は、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との契約

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社エイチーム エンターテインメント	Apple Inc.	Developer Advertising Services Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーション の配信及び販売に関する契約	契約期間は定めら れておりません。
株式会社エイチーム エンターテインメント	Google LLC	Terms of Service	Android搭載端末向けアプリケー ションの配信及び販売に関する契 約	契約期間は定めら れておりません。

(2) 事業提携契約

当社は、2024年6月7日開催の当社取締役会において、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社（以下「アドバンテッジアドバイザーズ」という。）と事業提携契約を締結することを決議し、同日付にて契約を締結いたしました。

1. 事業提携の目的

当社グループは「Creativity × Techで、世の中をもっと便利に、もっと楽しくすること」という“Ateam Purpose”を掲げております。この“Ateam Purpose”のもとすべての役員及び従業員が一丸となり、様々な技術領域・ビジネス領域において、インターネットを通じて利用者の皆様に支持・利用していただける比較サイトや情報サイト、ゲームコンテンツ、ECサイトなどの企画・開発及び運営を行っています。具体的には、人生のイベントや日常生活に密着し、有益な情報を提供する様々なウェブサービスの企画・開発及び運営を行う「ライフスタイルサポート事業」、「人と人とのつながりの実現」をテーマに、世界中の人々に娯楽を提供するゲームやツールアプリケーションの企画・開発及び運営を行う「エンターテインメント事業」、様々な商材を取り扱う複数のECサイトの企画・開発及び運営を行う「EC事業」の3つの事業軸でビジネスを展開しております。

当社グループが展開する上記3事業において、「ライフスタイルサポート事業」では、既存サービスの成長余地が小さくなってきており、競合が多い中での新規領域でのサービス展開も容易ではなく、成長が鈍化してきております。また、「エンターテインメント事業」では、スマホゲーム市場の成長の鈍化やタイトルあたりの開発費の高騰が進んでおり、ヒットタイトルが生まれにくい環境に変化しております。さらに、「EC事業」は投資フェーズから収益フェーズへの移行時期であり、当社グループへの収益貢献が限定的な状況にあります。このような事業環境において、当社は、資本市場からの期待に十分応えることができず、2022年10月27日付「上場維持基準の適合に向けた計画書」において公表しておりますとおりプライム市場の上場維持基準に適合しない状態となっており、現時点においてもその状態が継続しております。

このような状況の下、当社は、2024年6月7日付で公表した「第三者割当により発行される第9回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」のとおり、資金調達に加えて、M&A推進や経営管理力強化等の当社の取組に関して高度な経営支援を受けることができ、当社の企業価値の向上を図ることが可能であると考えられる事業提携先として、複数の上場会社への戦略的なアドバイスの提供実績があるアドバンテッジアドバイザーズを選定いたしました。当社は、アドバンテッジアドバイザーズまたはそのグループ会社が主に出資するファンド（以下「本ファンド」という。）に対して、第9回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。また、アドバンテッジアドバイザーズとの間で、2024年6月7日付で事業提携契約を締結いたしました。当社は、アドバンテッジアドバイザーズから受けるノウハウを活用することにより、企業価値向上のための諸施策の検討と着実な実行を積極的に推進してまいります。

2. 事業提携の内容

アドバンテッジアドバイザーズからは、以下の各事項を含む支援を受けております。なお、2024年6月7日付で公表した「第三者割当により発行される第9回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」のとおり、当社は、本ファンドに対して、第9回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を割り当てております。

- (1) M&A推進支援・PMI支援
- (2) マーケティングによる利益水準向上支援
- (3) 経営管理力強化支援/人材採用支援
- (4) その他当社とアドバンテッジアドバイザーズが別途合意する業務

3. 事業提携先の概要

(1) 商号	アドバンテッジアドバイザーズ株式会社	
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 笹沼 泰助	
(4) 事業内容	経営コンサルタント業	
(5) 資本金	500千円	
(6) 設立年月日	2018年1月5日	
(7) 大株主及び持株比率	Advantage Partners Pte. Ltd. 100%	
(8) 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態	事業提携先の要望により公表を控えさせていただきます。	

4. 日程

(1) 事業提携契約の締結の取締役会決議	2024年6月7日
(2) 事業提携契約締結日	2024年6月7日
(3) 事業提携開始日	2024年6月26日

(3) 株式譲渡契約

当社は、2024年5月28日開催の取締役会において、株式会社Paddleの株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、詳細につきましては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報) 3. 取得による企業結合」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

当社グループは、日々技術革新を続ける、インターネットやデジタル配信ゲーム(モバイルゲーム、PCゲームデジタル配信、家庭用ゲームデジタル配信)、Web3領域に対し、確実に技術適応し、市場のニーズにすばやく対応していくため、各事業において研究開発に取り組んでおります。

当連結会計年度における研究開発費の総額は54百万円であり、主にエンターテインメント事業で54百万円、EC事業で0百万円発生しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は59百万円となりました。設備投資の主な内容は本社オフィスにおける一部の設備の改装によるものであります。設備への投資は特定のセグメントに区分できないため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2024年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
			建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (名古屋市中村区)	全社(共通)	本社 事務所	195	56	17	269	67 (11)

(注) 1. 上記事務所すべては賃借物件であります。

2. 従業員数は当社から他社への出向者を除く就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員及びパートタイマーを含みます。)は、()内に年間の平均人数(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,100,000
計	32,100,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年7月31日)	提出日現在発行数 (株) (2024年10月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	19,789,200	19,789,200	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	19,789,200	19,789,200	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2024年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第9回新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	2024年6月7日
新株予約権の数(個)	38,880
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,888,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	643(注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年6月27日 至 2029年6月26日(注)3 但し、割当先は、2024年6月27日から2024年12月26日までの期間は、本新株予約権を行使しない。(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

当事業年度の末日(2024年7月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2024年9月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,888,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株)とする。但し、本項(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」といい、本項(2)乃至(4)に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。)に応じて調整される。

(2) 当社が第2項(3)の規定に従って行使価額(第2項(2)に定義される。以下同じ。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第2項(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第2項(3)、及びによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第2項(3)()に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記(2)に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「行使価額」という。)は、643円とする。なお、行使価額は下記(3)乃至に定めるところに従い調整されることがある。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、本項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 時価(本項()に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、株式報酬制度(株式給付信託を含む。)に基づき、当社又は当社の子会社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。))又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- () 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- () 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- () 上記()乃至()の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記()乃至()にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

特別配当による転換価額の調整

- () 当社は、本新株予約権の発行後、下記()に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} + \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- () 「特別配当」とは、2029年6月26日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。）の額（金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2029年6月26日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、(a)当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数に、(b)各基準日又は各基準日の属する直近事業年度末日における親会社株主に帰属する当期純利益に40%を乗じた金額を、当該日時点の発行済株式総数で除した金額（但し、当該金額が20円を下回る場合（当該日において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。）には20円とする。）を乗じた金額の当該事業年度における累計額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。
- () 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

その他

- () 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日(但し、本項()の場合は基準日)又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

- () 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項又はに基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- () 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

本項及びの両方の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。

本項及びの行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- () 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- () 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- () 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項乃至により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使期間

2024年6月27日から2029年6月26日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。)でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日
- (2) 振替機関が必要であると認めた日

- (3) 組織再編行為(以下に定義する。)をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、第1項(1)記載の株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 本新株予約権の行使に関するその他の合意事項

当社は、割当予定先との間で2024年6月7日付で締結した本新株予約権及び下記「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」の引受契約(以下、「本引受契約」という。)において、本新株予約権の行使について以下のとおり合意いたしました。なお、本新株予約権を割当予定先に割り当てた日は2024年6月26日であります。

- (1) 割当予定先は、2024年6月27日から2024年12月26日までの期間は、本新株予約権を行使しません。

- (2) (1)にかかわらず、下記「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」の注6(2)に記載の繰上償還事由に該当する場合、本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていないことが判明した場合、当社が割当予定先の本新株予約権を行使することに合意した場合、東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合、当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反した場合、又は当社が有価証券報告書若しくは半期報告書を適法に提出しなかった場合又は決算短信若しくは四半期決算短信を東京証券取引所の有価証券上場規程に従い開示しなかった場合には、割当予定先は、その後いつでも本新株予約権を行使できます。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	2024年6月7日
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,888,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 出資される財産の内容及びその価額(算定方法) (1) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 (2) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。 2 転換価額 各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる転換価額は、643円とする。 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年6月27日 至 2029年6月26日(注)3 但し、割当先は、2024年6月27日から2024年12月26日までの期間は、本転換社債型新株予約権を行使しない。(注)7
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権付社債の残高(百万円)	2,500

当事業年度の末日(2024年7月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2024年9月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、643円とする。なお、転換価額は(3)乃至に定めるところに従い調整されることがある。

(3) 転換価額の調整

転換価額の調整

- () 当社は、本新株予約権付社債の発行後、()に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- () 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ 時価(()に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、株式報酬制度(株式給付信託を含む。)に基づき、当社又は当社の子会社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。))又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。))又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ホ 上記イ乃至ニの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ニにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

特別配当による転換価額の調整

- () 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第 号()に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価}}{\text{1株当たりの特別配当時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額(金62,500,000円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- () イ 「特別配当」とは、2029年6月26日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。)の額(金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)に当該基準日時点における各本社債の金額(金62,500,000円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、2029年6月26日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、(a)当該基準日時点における各本社債の金額(金62,500,000円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数に、(b)各基準日又は各基準日の属する直近事業年度末日における親会社株主に帰属する当期純利益に40%を乗じた金額を、当該日時点の発行済株式総数で除した金額(但し、当該金額が20円を下回る場合(当該日において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。)には20円とする。)を乗じた金額の当該事業年度における累計額。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権付社債権者と協議の上合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。
- ロ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

その他

- () 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日(但し、()ホの場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に()又は()に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- () 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- () 及び()の両方の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。
- () 及び()の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- () 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

() 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

乃至 により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使期間

本新株予約権者は、2024年6月27日から2029年6月26日(第6項(2)()及至()に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、これらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、第2項に記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、第6項(2)()に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、(1)乃至(10)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第2項(3)乃至と同様の調整に服する。

合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される時は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、第3項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、第3項に準ずる制限に服する。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

本項の規定に準じて決定する。

(10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

6. 償還の方法

(1) 償還金額

各社債の金額100円につき金100円

但し、繰上償還の場合は、下記(2)に定める金額による。

(2) 社債の償還の方法及び期限

本社債は、2029年6月26日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。

繰上償還事由

() 組織再編行為による繰上償還

イ 組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

ロ 上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（下記八に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

八 参照パリティは、以下に定めるところにより決定された値とする。

(a) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第2項(2)に定義する。以下同じ。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(b) (a) 以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第2項(3)（ ）、（ ）及び に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第2項(3) 乃至 に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

二 それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。

(a) 組織再編行為

当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

(b) 承継会社等

当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社若しくは株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

ホ 当社は、（ ）イに定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

- () 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還
- イ 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されているすべての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。
- ロ () 及び()の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、()の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に()に基づく通知が行われた場合には、()の手続が適用される。
- () スクイズアウト事由による繰上償還
- 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式のすべてを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14銀行営業日目を降30銀行営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、()に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。
- () 支配権変動事由による繰上償還
- イ 本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（下記ロに定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、()に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。
- ロ 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。
- () 社債権者の選択による繰上償還
- イ 本新株予約権付社債権者は、2027年6月26日（但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由（下記ロに定義する。）が生じた場合には、当該事由が生じた日）以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の12銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- ロ 「財務制限条項抵触事由」とは、当社の2024年7月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される営業損益が2期連続して損失となった場合、又は、当社の2024年7月期以降の各事業年度の末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度の末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合をいう。

() 上場廃止事由又は監理銘柄指定による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（下記ロに定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の12銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

ロ 「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

本項に定める償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 買入消却

当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本転換社債型新株予約権は消滅する。

「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

7. 本転換社債型新株予約権の行使に関するその他の合意事項

当社は、割当予定先との間で2024年6月7日付で締結した本引受契約において、本転換社債型新株予約権の行使について以下のとおり合意いたしました。なお、本転換社債型新株予約権を割当予定先に割り当てた日は2024年6月26日であります。

- (1) 割当予定先は、2024年6月27日から2024年12月26日までの期間は、本転換社債型新株予約権を行使しません。
- (2) (1)にかかわらず、上記「第9回新株予約権」の（注）5(2)に記載の事由に該当する場合には、割当予定先は、その後いつでも本転換社債型新株予約権を行使できます。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減 額（百万円）	資本準備金残高 （百万円）
2019年8月1日～ 2020年7月31日 （注）	27,000	19,783,200	1	837	1	811
2020年8月1日～ 2021年7月31日 （注）	6,000	19,789,200	0	838	0	812

（注） ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使

(5) 【所有者別状況】

2024年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	10	16	41	54	26	7,248	7,395	-
所有株式数(単元)	-	21,335	1,305	58,294	9,257	443	107,188	197,822	7,000
所有株式数の割合(%)	-	10.78	0.66	29.47	4.68	0.22	54.19	100.00	-

(注) 自己株式1,128,082株は、「個人その他」に11,280単元、「単元未満株式の状況」に82株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社林家族	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	5,600	30.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	1,491	8.0
エイチーム従業員持株会	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	1,112	6.0
林 高生	岐阜県土岐市	706	3.8
牧野 隆広	愛知県名古屋市昭和区	559	3.0
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	359	1.9
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	253	1.4
中内 之公	愛知県名古屋市西区	245	1.3
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	94	0.5
株式会社ワールド貿易	大阪府大阪市天王寺区真田山町五丁目36番	82	0.4
計	-	10,506	56.3

(注) 上記のほか、当社は自己株式1,128,082株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)が所有する当社株式99,200株は、当該自己株式に含めておりません。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,128,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,654,200	186,542	権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 7,000	-	-
発行済株式総数	19,789,200	-	-
総株主の議決権	-	186,542	-

(注) 1. 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式82株が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」の信託財産として所有する当社株式99,200株を含めております。

【自己株式等】

2024年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エイチーム	愛知県名古屋市中村区名駅 三丁目28番12号	1,128,000	-	1,128,000	5.70
計	-	1,128,000	-	1,128,000	5.70

(注) 「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」の信託財産として保有する当社株式99,200株は、上記自己株式には含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

株式付与ESOP信託の導入

A) 株式付与ESOP信託の概要

当社は、2015年9月11日開催の取締役会決議により、当社及び当社子会社の従業員（以下「従業員」という。）を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。なお、2024年7月11日開催の取締役会決議により、本制度の運用を延長しております。

本制度では、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を人事考課等に応じて在職時に従業員に交付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

ESOP信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

B) 従業員等に取得させる予定の株式の総数

210,000株

C) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する当社及び当社の子会社の従業員

役員向け株式報酬制度の導入

A) 役員向け株式報酬制度の概要

当社は、2015年10月30日開催の定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした、業績連動型株式報酬制度を導入しております。また、2023年10月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日をもって監査等委員会設置会社に移行しており、対象者を当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び株式交付規程で定める当社子会社の取締役として、あらためて同様の趣旨に基づく業績連動型株式報酬制度を設定しております。

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式を役位及び業績達成度等に応じて、原則として在任中に交付するものです。

B) 対象取締役に取得させる予定の株式の総数

67,500株

C) 当該役員向け株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する対象取締役

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	61	45,445
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,128,082	-	1,128,082 (注)	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社グループは財務基盤を強固にすること、持続的な成長に向けて新たな事業の創出に向けた先行投資を進めながら事業ポートフォリオの強化を図っていくことが重要であると考えております。同時に、株主の皆様への利益還元も重要であると考えており、継続的且つ安定的な株主還元を実施することを配当方針としております。

当該方針に基づき、当連結会計年度におきましては、業績・財政状態等を総合的に判断した結果、期末配当を1株当たり22.0円（普通配当18.0円、特別配当4.0円）といたしました。次期の配当につきましては、将来に向けた安定的かつ継続的な利益成長を見込み、期末配当を1株当たり22.0円で予定しております。今後、業績に応じて安定的な配当を行うとともに、機動的な株主還元を実施してまいります。

内部留保資金につきましては、今後も持続的な成長並びに中長期的な企業価値の向上を目指し、既存サービスの強化及び新規サービスの拡充による事業ポートフォリオの強化のための投資、優秀な人材の確保と育成、コーポレートブランドの向上等を含むグループ経営体制の強化等に向けた投資等を行っていくことに加え、今後の様々な経営環境の変化にも機動的に対応するために、有効に活用してまいりたいと考えております。

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項による配当については、取締役会にて決定できる旨を定款に定めております。また、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、その決定機関は取締役会であります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年9月6日取締役会	410	22.00

(注) 配当金の総額には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式99,200株に対する配当金2百万円が含まれております。

4【コーポレートガバナンスの状況等】

(1)【コーポレートガバナンスの概要】

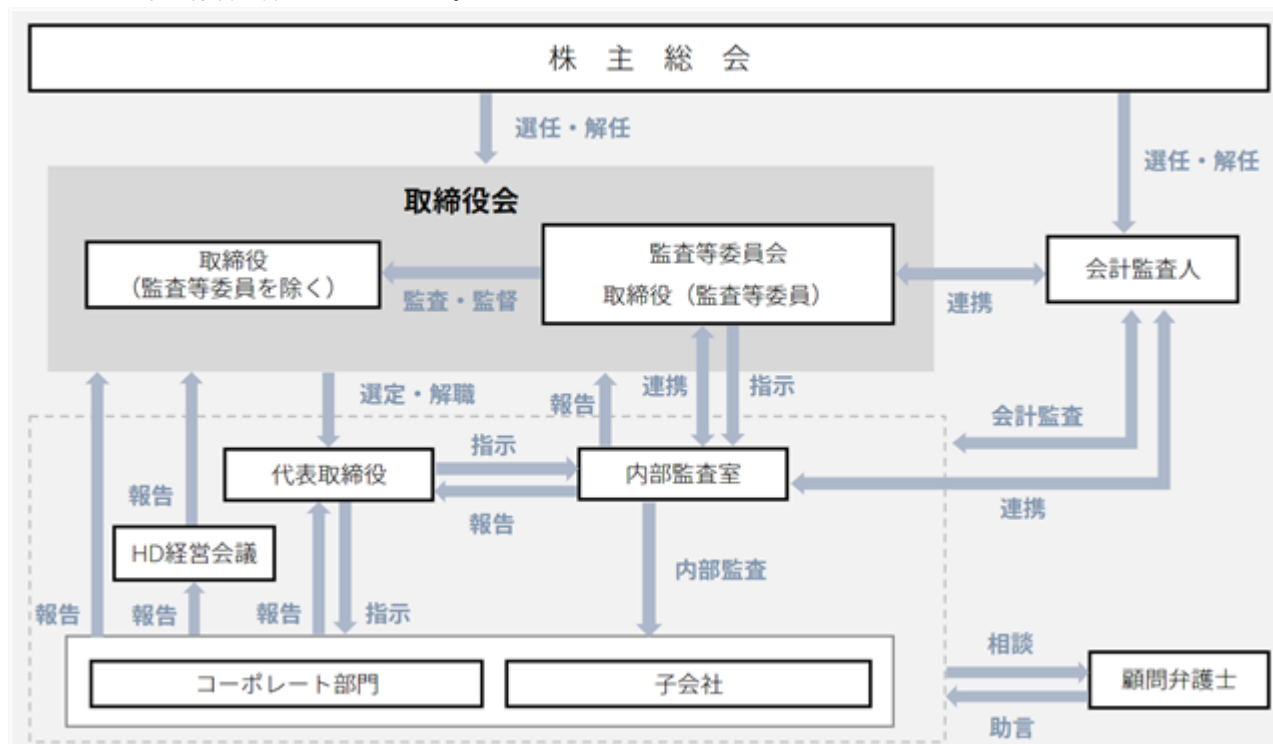
1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「みんなで幸せになれる会社にする事」「今から100年続く会社にする事」を経営理念に掲げ、企業価値の向上に取り組んでおり、永続的な企業価値の最大化を実現するうえで、コーポレートガバナンスの徹底を重要な経営課題として位置付けております。当社グループは、従業員、顧客、取引先、株主、地域社会等あらゆるステークホルダーの立場と利益を尊重し、法令・倫理の遵守を日々の活動の根幹に据え、社会的責任の遂行に努めております。

2) 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、2023年10月26日開催の定時株主総会において、取締役会の監督機能及び監視体制を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図る観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

業務の意思決定・執行及び監査について、コンプライアンスの徹底、リスク管理及び内部統制の向上を図るため以下の体制を採用しております。



(A) 取締役会

当社取締役会は、議長を務める林高生（代表取締役社長）をはじめ、金子昌史（社外取締役）、加藤淳也（社外取締役・監査等委員）、山田一雄（社外取締役・監査等委員）、北川ひろみ（社外取締役・監査等委員）の5名で構成されております。（本書提出日現在）

当社は、定時取締役会を原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会における具体的な活動状況としては、各四半期決算の承認、株主総会関連議案、剰余金の配当、中期経営計画、設備投資・予算計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等を十分に議論し意思決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行っております。

当事業年度における取締役の出席状況は以下のとおりであります。

地位	氏名	出席状況
代表取締役社長	林 高生	100% (15回/15回)
社内取締役	中内 之公	100% (15回/15回)
社内取締役	間瀬 文雄	100% (15回/15回)
社外取締役	白井 興胤	100% (5回/5回) (注2)
社外取締役	吉崎 亮介	100% (15回/15回)
社外取締役 (監査等委員)	加藤 淳也	100% (15回/15回)
社外取締役 (監査等委員)	山田 一雄	100% (10回/10回) (注3)
社外取締役 (監査等委員)	北川 ひろみ	100% (10回/10回) (注4)

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。
2. 社外取締役 白井興胤氏については、2023年10月26日の任期満了の時までに開催された取締役会を対象としております。
3. 社外取締役 山田一雄氏については、当社社外取締役就任以降に開催された取締役会を対象としております。
4. 社外取締役 北川ひろみ氏については、当社社外取締役就任以降に開催された取締役会を対象としております。

(B) 監査等委員会

当社監査等委員会は、委員長を務める加藤淳也をはじめ、山田一雄、北川ひろみの計3名で構成されており、いずれも独立社外取締役です。

当社は、監査等委員会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時で監査等委員会を開催することとしており、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査等委員はそれらに従い、取締役の職務執行状況を監査しており、内部監査室と連携し、当社グループ全体の現場の監査を行っております。

監査等委員会の活動状況は「(3) 監査の状況 監査役会及び監査等委員会」に記載しております。

(C) ホールディングス経営会議

当社ホールディングス経営会議は、当社取締役、コーポレート部門の部室長、その他当社代表取締役社長が認めた者が参加しており、原則月1回開催し、全社視点で議論の必要な事項を議題とし、審議を行っております。

3) 企業統治に関するその他の事項

(A) 内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。この方針は、2008年2月15日に取締役会にて制定し、以降は適宜リスク管理体制について見直しを行っております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社取締役会は、当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人が、法令、定款、社会規範及び社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本及び業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行っております。
- 当社監査等委員会は、内部統制システムの整備・運用状況を含め、当社グループ取締役及び使用人の業務執行から独立した立場で監査を行っております。
- 当社内部監査室は、当社グループのコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、業務執行部門から独立した立場で監査を行っております。

- d) 当社は、コンプライアンス違反の疑いがある行為に対して「内部通報規程」に基づき、当社グループ取締役及び使用人並びに過去に当社グループにおいて取締役、使用人であった者を対象とする内部通報窓口を管理部、人材開発部、内部監査室に、外部窓口を外部顧問弁護士事務所に設置し、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じております。
- e) 当社グループにおいてコンプライアンス違反が発生した場合、当社及び違反が認められた当社子会社の取締役並びに違反行為に関連する部署の責任者が問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努めるとともに、違反行為に関与した者に対し、適切な処分を行うこととしております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループ取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「機密管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的記録により適切に保存及び管理を行い、取締役はこれらの情報を必要に応じて閲覧できるものとしております。

損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- a) 当社グループの損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止、危機拡大の防止及び再発防止に努めております。
- b) 当社グループは、「関係会社管理規程」及び「決裁規程」等の社内規程において、当社及び当社子会社自らが事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する体制を構築する責任を負うことを定めるとともに、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について当社へ報告する体制を構築しております。
- c) リスク管理に関する当社グループの各主管部署の活動状況は、必要に応じて当社取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性については、当社内部監査室が監査を行っております。
- d) 当社内部監査室は、リスク防止の観点から、当社グループのリスク管理状況に関する内部監査を行い、その結果を当社代表取締役、被監査部門長、監査等委員会及び取締役会に報告を行っております。
- e) 当社グループは、業務遂行に関する連絡・報告等を目的として、当社グループの役職員全員が参加するミーティングを毎週1回行い、情報共有及びリスクの防止・対応についての意思統一を図っております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、当社では毎月、当社子会社では3ヵ月に1回の頻度で定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、当社グループは、当社取締役、コーポレート部門の部長、その他当社代表取締役が認めた者が参加するホールディングス経営会議を毎月1回開催し、全社視点で議論の必要な事項を議題とし、審議を行っております。
- b) 当社取締役会は、4事業年度を期間とする当社グループ全体の中期経営計画を策定するとともに、事業年度ごとの当社グループ全体の経営目標及び予算計画等を策定しております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a) 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社子会社に対し、取締役を必要に応じて派遣するとともに、当社コーポレート部門が当社子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行っております。
- b) 当社は、当社子会社における「関係会社管理規程」及び「決裁規程」等の社内規程を整備し、当社子会社の管理、組織、権限及び規程等に関する事項について定めております。
- c) 当社取締役会は、当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保を目的として、「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社から財務状況等、事業運営及びリスクに関する重要な事項について報告を受けるとともに、当社取締役は、上記 a) 記載のホールディングス経営会議において、事業ポートフォリオに基づく資源配分方針やM&A及び新規事項への投資判断等全社視点で議論の必要な重要事項について審議を行っております。
- d) 当社内部監査室は業務の適正性に関する当社子会社の監査を行っております。
- e) 当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めております。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を定めた場合における当該使用人に関する体制に関する事項

- a) 当社監査等委員会は、当社内部監査室による職務補助を受けております。具体的には、監査等委員会規程に基づき、内部監査室による監査業務に関する具体的指示、報告その他の情報交換による当社内部監査室との連携により内部統制システムの強化・運用を行います。なお、当社内部監査室は、当社代表取締役直属の組織ではありますが、監査業務に関する当社代表取締役からの指示と監査等委員会からの指示が異なる場合及び当社グループ取締役または使用人の違法・不当な行為が認められる場合は、監査等委員会の指示を優先することとしております。
- b) 当社監査等委員会は、上記 a) に定めるほか、当社取締役会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人を定めることができ、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができます。指示を受けた使用人は当該指示に関して、取締役、部門長等の指示を受けないものとし、監査等委員会を補助する使用人の異動については当社監査等委員会の承認を事前に得るものとしております。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（当社監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a) 上記 b) に基づき当社監査等委員会が職務を補助する使用人を定めた場合、当該使用人は、当社監査等委員会より補助の要請を受けたときは、その要請に関して当社グループ取締役（当社監査等委員である取締役を除く）及び使用人の指揮命令を受けず、専ら当社監査等委員会の指揮命令に従うこととしております。
- b) 当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については、あらかじめ当社監査等委員会の同意を必要とし、当社グループ取締役（当社監査等委員である取締役を除く）及び使用人からの独立性が確保できる体制を構築しております。

取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- a) 当社監査等委員が必要に応じて当社グループ取締役及び使用人に問題提起できるよう、当社監査等委員は、上記 a) 記載のホールディングス経営会議に出席し、意見を述べることであります。
- b) 当社監査等委員は、必要に応じて当社グループ取締役及びその使用人に対し、関係書類・資料等の提出を求めることができることとしております。
- c) 当社グループ取締役及び使用人は、重大な法令または定款違反若しくは不正な行為または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査等委員会に報告することとしております。
- d) 当社監査等委員は、当社グループ取締役及び使用人に対し、事業または業績に影響を与える重要な事項の報告を直接求めることができることとしております。
- e) 内部通報窓口担当部署は、当社グループ取締役及び使用人からの内部通報の状況において、定期的に当社監査等委員会に対して報告を行うこととしております。

監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査等委員会へ報告を行った当社グループ取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ取締役及び使用人に周知徹底しております。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査等委員がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a) 当社監査等委員は、当社代表取締役、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した当社グループの内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備及び効率的な監査を実施しております。
- b) 当社監査等委員会が業務に関する説明または報告を求めた場合、当社グループ取締役及び使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整えております。

反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとっており、法務所管部署を反社会的勢力対応部署として、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築しております。

(B) リスク管理体制の整備状況

当社は、当社グループを取り巻く様々なリスクに的確に対処し、事業の安定的な発展と企業価値向上及び様々なステークホルダーの社会的評価及び経済的利害障害要因の除去・軽減に誠実に努めることを目的に「リスク管理規程」を定めております。

また、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行えるよう、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

(C) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(D) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社グループのすべての役員、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約は、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約内容を見直し契約を更新しております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

(E) 取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を8名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内とする旨を定款に定めております。

(F) 取締役選任の決議要件

当社は取締役の選任について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(G) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

取締役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、それぞれが職務を遂行するにあたり期待される役割を十分に発揮することができるように、同法第424条（総株主の同意による免除）の規定にかかわらず取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当制度に関する事項

当社は、株主総会決議に基づく剰余金の配当に加え、取締役会決議により会社法第459条第1項に定める剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

中間配当制度に関する事項

当社は、株主総会決議に基づく剰余金の配当に加え、取締役会決議により会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）ができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(H) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(I) 弁護士等その他の第三者の状況

弁護士及び税理士法人と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律全般についてアドバイスを受けております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 4名 女性 1名(役員のうち女性の比率 20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	林 高生	1971年12月18日	1997年6月 エイチーム創業 2000年2月 有限会社エイチーム設立(現 株式会社エイチーム) 代表取締役社長(現任) 2013年8月 株式会社引越し侍(現 株式会社エイチームライフデザイン)取締役 株式会社エイチームライフスタイル(現 株式会社エイチームウェルネス)取締役 2017年12月 Increments株式会社(現 Qiita株式会社)取締役(現任) 2019年2月 株式会社エイチームフィナジー 取締役 2021年4月 株式会社エイチームエンターテインメント 取締役(現任) 株式会社エイチームコマーステック 取締役(現任) 2022年4月 株式会社エイチームフィナジー 取締役(現任) 2023年10月 株式会社エイチームライフデザイン 取締役(現任)	(注)4	706,000
取締役	金子 昌史	1986年5月20日	2009年4月 JPモルガン証券株式会社入社 2015年4月 株式会社ストライプインターナショナル入社 2018年6月 株式会社アドバンテッジパートナーズ入社 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社出向 2023年12月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 ディレクター(現任) 2024年3月 rakumo株式会社 社外取締役(現任) 2024年6月 株式会社Eストアー 社外取締役(現任) 2024年10月 当社社外取締役(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	加藤 淳也	1976年7月25日	2007年9月 弁護士登録 2009年11月 弁理士登録 2012年1月 城南法律事務所開設 所長(現任) 2013年2月 株式会社A.T.brides(現 株式会社エイチームライフデザイン)監査役 2015年10月 当社社外取締役 2019年10月 株式会社Photo electron Soul 社外監査役(現任) 2023年10月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2024年1月 株式会社LASSIC 社外監査役(現任)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	山田 一雄	1963年2月28日	1986年4月 株式会社セガエンタープライズ(現 株式会社セガ)入社 1994年9月 監査法人東海会計社入社 1997年4月 公認会計士登録 1997年5月 公認会計士山田一雄事務所(現 公認会計士・税理士山田一雄事務所)設立 所長(現任) 1997年10月 税理士登録 2001年7月 有限会社イーピーネットワーク(現 有限会社オンリーワンコンサルティング)代表取締役(現任) 2006年10月 当社社外監査役 2022年12月 株式会社ハイブリッドテクノロジーズ 社外監査役(現任) 2023年10月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	北川 ひろみ	1962年11月4日	1996年4月 弁護士登録 南館法律事務所 入所 2003年7月 南館・北川法律事務所 パートナー弁護士 2014年4月 中部弁護士会連合会理事 2016年4月 愛知県弁護士会副会長 2017年4月 南山大学法務研究科教授(現任) 2018年9月 公認不正検査士・CFE(Certified Fraud Examiner) 資格認定 2022年4月 弁護士法人GROWTH 代表社員(現任) 2022年6月 日本空調サービス株式会社 社外取締役(現任) 2023年10月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
計					706,000

- (注) 1. 取締役金子昌史氏、加藤淳也氏、山田一雄氏及び北川ひろみ氏は社外取締役であります。
2. 取締役北川ひろみ氏の戸籍上の氏名は水野ひろみであります。
3. 2023年10月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
4. 任期は2024年10月29日開催の定時株主総会終結の時から2025年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 任期は2023年10月26日開催の定時株主総会終結の時から2025年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。当社取締役を兼務しない執行役員は4名であります。

社外役員の状況

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名、監査等委員である社外取締役3名を選任しております。

社外取締役 金子昌史氏は、事業会社や上場企業成長支援会社において、M&A/PMI、事業ポートフォリオ再構築、経営戦略策定、組織体制の整備・強化、ファイナンス・IR活動支援等に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。それらをもとに今後、デジタルマーケティング力を活用した事業支援サービスを提供する「売上向上支援カンパニー」に変革を図り、業績向上及び企業価値向上を実現するうえで適任であると判断しております。なお、同氏はアドバンテッジアドバイザーズ株式会社のディレクターであり、同社は当社と事業提携を行っております。

監査等委員である社外取締役 加藤淳也氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務分野に関する専門的な幅広い知見を有しており、客観的・独立的な立場として当社の経営における重要事項の決定及び取締役の経営執行の監督を担うことができることから適任であると判断しております。同氏は、株式会社Photo electron Soulの社外監査役であり、当社は同社の発行済株式総数の0.9%を保有しておりますが、その他重要な利害関係はなく、当社が同社から何らかの影響を受けるような関係にはありません。

監査等委員である社外取締役 山田一雄氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と見識を有しており、財務・経理・税務・内部統制等において専門的見地から経営の監視や適切な助言を行うことができることから適任であると判断しております。同氏は、当社との間で人的関係、資本的関係または取引関係、その他重要な利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役 北川ひろみ氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務分野に関する専門的な幅広い知見に加え、不正対策の専門家であるCFE（公認不正検査士）を有しており、客観的・独立的な立場として経営戦略・事業戦略におけるリスク管理の強化・監督を担うことができることから適任であると判断しております。同氏は、当社との間で人的関係、資本的関係または取引関係、その他重要な利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役会において、内部監査をはじめとする内部統制システムの整備・運用状況並びに監査等委員会監査及び会計監査の結果についての報告を受けるとともに、専門的見地からの質問・客観的かつ公正な提言をすることにより、経営の監督機能を発揮しております。また、監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において内部監査部門及び会計監査人から監査結果等の情報提供や相互の意見交換を行い、四半期に一度、内部統制部門である内部監査室及び会計監査人で、連絡会を開催し、監査計画・結果の報告、意見交換などの相互連携の強化に努めております。

(3) 【監査の状況】

当社は、2023年10月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査役会及び監査等委員会

a. 監査役会の活動状況

監査役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時に監査役会を開催しております。

監査報告の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査の方針及び監査計画の策定、その他監査役の職務の執行に関する事項の決定、常勤監査役より社外監査役に監査状況等を報告しています。また、会計監査人の選解任または不再任に関する事項や、会計監査人の報酬等に対する同意等をしております。

b. 監査等委員会の活動状況

監査等委員会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催しております。

3名の監査等委員である取締役（うち、社外取締役3名）で構成され、加藤淳也及び北川ひろみは弁護士であり、法務に関する相当程度の知見を有しています。山田一雄は、公認会計士及び税理士であり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において監査役会を4回、監査等委員会設置会社移行後は監査等委員会を10回開催しており、個々の監査役及び監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

監査役会（監査等委員会設置会社移行前）

役職名	氏名	出席状況
常勤監査役	有藤 速利	100%（4回/4回）
社外監査役	山田 一雄	100%（4回/4回）
社外監査役	田嶋 好博	100%（4回/4回）

監査等委員会

役職名	氏名	出席状況
社外取締役	加藤 淳也	100%（10回/10回）
社外取締役	山田 一雄	100%（10回/10回）
社外取締役	北川 ひろみ	100%（10回/10回）

c. 監査役の活動状況

監査役は取締役会に出席し、取締役等から経営上重要事項に関する説明を聴取し、必要により意見を述べています。四半期に一度、監査役、内部監査室及び会計監査人で監査の有効性と効率性の向上を図るため、連絡会を開催して監査計画・結果の報告、意見交換などの相互連携の強化に努めています。

常勤監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画に基づき、本社、事業所及び子会社において往査等により業務及び財産の状況を調査しました。代表取締役、社内外取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び事業の報告を受けました。また、会計監査人に対しても、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

d. 監査等委員の活動状況

監査等委員は監査等委員会を開催し、取締役会に上程される議案を事前に精査しています。また、内部監査部門から定期監査報告等を随時受けています。監査等委員は取締役会に出席し、取締役等から経営上重要事項に関する説明を聴取し、必要により意見を述べています。四半期に一度、監査役、内部監査室及び会計監査人で監査の有効性と効率性の向上を図るため、連絡会を開催して監査計画・結果の報告、意見交換などの相互連携の強化に努めています。

内部監査の状況

当社グループの内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室（2名）が行っております。監査等委員会設置会社移行前の内部監査は、各部署及び子会社に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門及び被監査子会社に報告しております。被監査部門及び被監査子会社に対しては改善事項を指摘し、改善の報告をさせております。

また、内部監査室は監査役及び会計監査人と年間4回、意見交換と情報共有、監査結果報告を目的に三様監査会を開催し、連携をとっております。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び報告は内部監査室で実施しています。内部統制評価の計画は取締役会において決議し、その計画に基づいて実施しております。評価結果については内部監査室長が取締役会に報告を行っております。

なお、監査等委員会設置会社移行後においても、監査等委員会に対し、同様の内容の評価及び報告をしております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

2006年以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 伊藤 達治

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 伊藤 貴俊

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他33名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、品質管理、独立性、専門性、監査報酬、監査役及び経営者とのコミュニケーション、並びに不正リスクへの対応等を総合的に勘案し、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として再任することといたしました。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、監査等委員会は、会計監査人の独立性及び適格性を害する理由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められるなど判断した場合は、会計監査人の解任または再任しないことに関する議案の内容を決定し株主総会に提案いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人に対して監査等委員会が定めた方針と評価基準に則り、監査法人の職務執行状況、監査チームの編成状況、監査計画、品質管理等について報告と意見交換、そして職務の状況を見て確認いたしました。

さらに、関係する業務執行部門から聴取した意見をもとに、再任・不再任の判断をしております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	41	-	49	-
連結子会社	-	-	-	-
計	41	-	49	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイト)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	0	-	-
連結子会社	-	-	-	-
計	-	0	-	-

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、税務コンサルティング業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

[方針の決定方法]

当社は、2023年10月26日開催の第24回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しました。

また、当社は同日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について付議し、以下のとおり決定しております。

[方針の内容の概要]

1. 報酬の構成及び支給の考え方

取締役の報酬は当社の持続的な成長を実現すべく、業績拡大及び企業価値向上へのインセンティブとして機能することを旨とし、各取締役の担当する役割により異なる報酬構成となっております。

- a. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬は、「基本報酬」及び「業績連動報酬」で構成しており、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は「基本報酬」のみで構成しております。
- b. 「基本報酬」は各取締役の職責に相応しい報酬額を反映し、株主総会において決議された範囲内で報酬額を決定しております。基本報酬は、当該役員の業務遂行全般への対価であることから、取締役選任時に年俸額を決定し、その12分の1の額を毎月支給しております。
- c. 「業績連動報酬」は、当社業績を適切に反映したうえで、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）による当社株式保有を促進する手段として「BIP信託」を導入しております。BIP信託の支給有無及び支給株式数は、「当社グループ連結の当期純利益」の予算達成率に応じて決定しております。当該業績指標を選定した理由は、株主利益に直結する最終利益として、株主利益への貢献を評価するためであります。業績連動報酬は、当該年度の事業成果への対価であり、事業年度終了後2ヶ月以内に支給有無を判定し、年1回支給しております。

なお、当事業年度における主要な業績指標の状況は、「第1 企業の状況 1 主要な経営指標等の推移 (1)連結経営指標等」をご参照ください。

2. 報酬項目ごとの割合の考え方

業績連動報酬は、基本報酬に対して0～40%程度の割合で変動する制度としております。

3. 報酬水準の考え方

当社の役員報酬水準は、同規模または同業他社の水準を参考にし、当社従業員の給与水準との格差を踏まえながら検討しております。

[個人別の報酬決定の考え方]

1. 個人別の報酬額の決定方法

個人別支給額の決定は以下のとおり、客観性・透明性ある手続に従った報酬制度設計としております。

- a. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の個人別支給額は、代表取締役に一任することを取締役会において決議しており、その報酬案に基づき社外取締役及び監査等委員である取締役による諮問を受けたうえで、役員報酬額の総額を取締役会にて最終決定しております。個人別の報酬額の一任理由は、代表取締役である林高生は、各取締役との定期的な面談を通じて、各取締役の職務遂行状況や各事業の業績進捗を逐一把握しており、あらかじめ審議された原案をもとに各取締役の評価を最終的に決定するには、同氏が適していると判断したためであります。
- b. 社外取締役の個人別支給額は、代表取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役にて報酬案の協議を行い、役員報酬額の総額を取締役会にて最終決定しております。
- c. 監査等委員である取締役の個人別支給額は、代表取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役にて報酬案の協議を行い、役員報酬額の総額を監査等委員会にて最終決定しております。

2. 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬決定の透明性・客観性を高めるために、代表取締役である林高生が、各取締役との定期的な面談を通じて、各取締役の職務遂行状況や各事業の業績進捗を逐一把握したうえで、各取締役の個人別報酬額案を提案し、社外役員による諮問を受けたうえで決定していることから、上記報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	115	115	-	-	-	3
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-	-
監査役 (社外監査役を除く)	3	3	-	-	-	1
社外役員	18	18	-	-	-	6

- (注) 1. 当社は、2023年10月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 平成17年9月30日開催の第6回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内、監査役の報酬限度額は年額30百万円以内とする旨、決議しております。なお、2023年10月26日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50百万円とする旨、決議しております。
3. 当事業年度末の取締役の人数は6名(うち社外取締役3名)であります。なお、上表には2023年10月26日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)、監査役1名を含んでおります。
4. 取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭報酬は、当事業年度において支給はありません。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が100百万円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動または配当により利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合以外は、当該取引先等の株式等を保有しないことを基本方針としております。

なお、議決権行使にあたっては議案が当社または投資先企業の企業価値の向上に資するものかを個別に精査したうえで、会社に重大な影響を及ぼすものについては、取締役会で議案の賛否を判断いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	12

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年8月1日から2024年7月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年8月1日から2024年7月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するために特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するために公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,992	8,050
売掛金	3,001	2,579
商品	190	314
貯蔵品	30	14
その他	1,052	610
貸倒引当金	2	8
流動資産合計	10,264	11,562
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,216	1,017
減価償却累計額	898	711
建物(純額)	318	306
工具、器具及び備品	529	498
減価償却累計額	458	439
工具、器具及び備品(純額)	70	58
有形固定資産合計	389	365
無形固定資産		
のれん	152	1,597
ソフトウェア	64	39
無形固定資産合計	216	1,637
投資その他の資産		
投資有価証券	2,449	2,356
敷金及び保証金	527	366
その他	11	7
貸倒引当金	3	4
投資その他の資産合計	2,985	2,726
固定資産合計	3,591	4,729
資産合計	13,855	16,291

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	95	107
1年内返済予定の長期借入金	-	10
未払金	2,363	2,257
未払法人税等	182	255
販売促進引当金	77	51
株式給付引当金	18	9
資産除去債務	186	-
その他	2,698	2,355
流動負債合計	3,621	3,045
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	2,500
長期借入金	-	25
繰延税金負債	208	123
資産除去債務	313	315
その他	6	7
固定負債合計	529	2,972
負債合計	4,151	6,017
純資産の部		
株主資本		
資本金	838	838
資本剰余金	832	832
利益剰余金	9,161	9,818
自己株式	1,862	1,846
株主資本合計	8,969	9,642
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	797	743
繰延ヘッジ損益	93	166
為替換算調整勘定	30	32
その他の包括利益累計額合計	734	608
新株予約権	-	22
純資産合計	9,704	10,274
負債純資産合計	13,855	16,291

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日)
売上高	1 27,552	1 23,917
売上原価	5,062	3,546
売上総利益	22,489	20,370
販売費及び一般管理費	2, 3 21,945	2, 3 19,808
営業利益	543	562
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	0
為替差益	33	76
受取手数料	28	26
投資事業組合運用益	104	-
助成金収入	1	0
その他	33	10
営業外収益合計	202	113
営業外費用		
支払利息	2	3
債権売却損	27	32
投資事業組合運用損	-	10
社債発行費	-	7
その他	4	13
営業外費用合計	34	66
経常利益	711	609
特別利益		
投資有価証券売却益	15	84
事業譲渡益	-	491
特別利益合計	15	575
特別損失		
減損損失	4 153	-
投資有価証券評価損	3	32
関係会社株式売却損	121	-
その他	16	-
特別損失合計	294	32
税金等調整前当期純利益	432	1,152
法人税、住民税及び事業税	228	254
法人税等調整額	60	54
法人税等合計	288	199
当期純利益	143	953
親会社株主に帰属する当期純利益	143	953

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日)
当期純利益	143	953
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	29	54
繰延ヘッジ損益	32	73
為替換算調整勘定	2	2
その他の包括利益合計	59	125
包括利益	83	827
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	83	827

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	838	832	9,315	1,896	9,088
当期変動額					
剰余金の配当			296		296
親会社株主に帰属する 当期純利益			143		143
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				34	34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	153	34	118
当期末残高	838	832	9,161	1,862	8,969

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	827	60	27	793	9,882
当期変動額					
剰余金の配当					296
親会社株主に帰属する 当期純利益					143
自己株式の取得					0
自己株式の処分					34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	29	32	2	59	59
当期変動額合計	29	32	2	59	178
当期末残高	797	93	30	734	9,704

当連結会計年度（自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	838	832	9,161	1,862	8,969
当期変動額					
剰余金の配当			296		296
親会社株主に帰属する 当期純利益			953		953
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				16	16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	656	15	672
当期末残高	838	832	9,818	1,846	9,642

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	797	93	30	734	-	9,704
当期変動額						
剰余金の配当						296
親会社株主に帰属する 当期純利益						953
自己株式の取得						0
自己株式の処分						16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	54	73	2	125	22	102
当期変動額合計	54	73	2	125	22	570
当期末残高	743	166	32	608	22	10,274

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	432	1,152
減価償却費	528	105
減損損失	153	-
のれん償却額	43	43
貸倒引当金の増減額（ は減少）	1	5
販売促進引当金の増減額（ は減少）	0	26
株式給付引当金の増減額（ は減少）	17	9
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	2	3
社債発行費	-	7
事業譲渡損益（ は益）	-	491
為替差損益（ は益）	36	74
投資有価証券売却損益（ は益）	15	84
投資有価証券評価損益（ は益）	3	32
投資事業組合運用損益（ は益）	104	10
関係会社株式売却損益（ は益）	121	-
助成金収入	1	0
売上債権の増減額（ は増加）	341	422
棚卸資産の増減額（ は増加）	146	107
仕入債務の増減額（ は減少）	274	13
未払金の増減額（ は減少）	286	125
その他	108	279
小計	852	599
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	2	3
法人税等の支払額	560	192
法人税等の還付額	365	404
助成金の受取額	1	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	656	808
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	23	57
無形固定資産の取得による支出	31	3
無形固定資産の売却による収入	20	-
投資有価証券の取得による支出	221	236
投資有価証券の売却による収入	124	225
投資事業組合からの分配による収入	172	36
敷金及び保証金の差入による支出	7	30
敷金及び保証金の回収による収入	53	205
資産除去債務の履行による支出	57	204
事業譲渡による収入	-	3 500
連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の取得による支出	-	4 1,420
連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の売却による収入	2 400	-
その他	9	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	420	992

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月 31 日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	2,493
自己株式の取得による支出	0	0
新株予約権の発行による収入	-	22
配当金の支払額	296	295
その他	28	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	324	2,220
現金及び現金同等物に係る換算差額	17	21
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	769	2,058
現金及び現金同等物の期首残高	5,223	5,992
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,992	1 8,050

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 9社
主要な連結子会社の名称 株式会社エイチームエンターテインメント
株式会社エイチームライフデザイン
株式会社エイチームウェルネス
株式会社エイチームフィナジー
Qiita株式会社
株式会社エイチームコマーステック
株式会社microCMS

当連結会計年度において、2024年6月3日付で株式会社microCMSの全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Ateam Vietnam Co., Ltd.の決算日は6月30日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

主に最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また海外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
工具、器具及び備品	4～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

販売促進引当金

サービスの利用者に対するキャッシュバックに備えるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

株式給付引当金

従業員向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ライフスタイルサポート事業

ライフスタイルサポート事業における「デジタルマーケティング支援ビジネス」では、オウンドメディア等を通じて、提携事業者へ見込顧客を送客するサービスを提供しております。当該サービスの利用を通じて、提携事業者のホームページ等に送客した時点を履行義務としており、紹介実績及び契約形態に基づいて収益を認識しております。また、一部事業においては、顧客との契約において約束された対価から、キャッシュバック等を控除した金額で測定をしており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績に基づいて算出しております。

ライフスタイルサポート事業における「プラットフォームビジネス」では、アプリケーションやウェブサイトなどを通じて情報を集めた「場」を提供しております。当社及び連結子会社は顧客との間で締結した契約に基づくサービスを提供することを履行義務としており、契約期間や当該サービスの利用に基づいて収益を認識しております。

エンターテインメント事業

エンターテインメント事業では、主に自社で開発したスマートデバイス向けゲームアプリケーション（以下「ゲームアプリ」という。）をApple Inc.が運営するApp Store及びGoogle LLCが運営するGoogle Play等の専用配信プラットフォームを通じて世界中の人々に提供しております。配信したゲームアプリにおいて、顧客がゲームアプリ内で課金を行い、課金により獲得したゲーム内通貨を利用（消費）してゲーム内で使用するアイテムやキャラクター等を取得しております。当社及び連結子会社は、顧客のアイテムやキャラクターの利用に応じて履行義務が充足されると判断しているため、顧客によるアイテム交換後の利用期間を見積り、当該見積利用期間にわたって収益を認識しております。

EC事業

EC事業では、複数の商材を取り扱うイーコマースサービスを提供しております。当社及び連結子会社は、顧客への商品の納品を履行義務としており、顧客との契約並びに国内における出荷・配送に要する日数に照らし合わせ、顧客が製品を実際に検収したと見込まれる時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、6年間または8年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として計上しております。

グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

のれんの回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

連結貸借対照表上、のれんを1,597百万円計上しており、そのうち株式会社microCMSに係る残高は1,488百万円です。

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

連結財務諸表に計上した将来の超過収益力を見込んだのれん残高1,597百万円のうち、連結子会社株式会社microCMSについては1,488百万円計上しております。のれんの基礎となる取得原価については、専門家がDCF法によって評価した事業価値を利用して決定しております。取得原価に対し、のれん等に配分された金額は相対的に多額になっております。

なお、株式会社microCMSは、「注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおり、取得原価の配分が完了していないことから、のれんの金額は暫定的な金額であるため、取得原価の配分によって、のれんの金額は変更になる可能性があります。

のれん等を評価するにあたり、のれん等の減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる場合、将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の要否を判定しております。減損の兆候には、継続的な営業赤字、経営環境の著しい悪化、事業計画との乖離等が含まれます。

主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された事業計画を基礎としておりますが、事業計画は過去の実績等に基づく単価、見込み契約数等の仮定を主要な仮定としております。

翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

経済環境の予期しない変化等により、主要な仮定に不利な影響が発生し、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす場合は、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第43号 2022年8月26日 企業会計基準委員会)を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、当社及び当社の子会社の従業員（以下「従業員」という。）を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度では、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を人事考課等に応じて在職時に従業員に交付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、前連結会計年度末日現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は83百万円、株式数は47,800株、当連結会計年度末日現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は67百万円、株式数は38,600株です。

2. 業績連動型株式報酬制度

当社は、2015年10月30日開催の定時株主総会決議に基づき、当社及び当社子会社の中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、当社及び当社の子会社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に、株式報酬制度を導入いたしました。

また、2023年10月26日開催の定時株主総会決議により監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び株式交付規程で定める子会社の取締役を対象として、あらためて同様の趣旨に基づく業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）が設定されました。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式を役位及び業績達成度等に応じて、原則として在任中に交付するものです。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、前連結会計年度末日現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は121百万円、株式数は60,600株、当連結会計年度末日現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は121百万円、株式数は60,600株です。

3. 取得による企業結合

当社は、2024年5月28日開催の取締役会において、株式会社Paddle（以下「Paddle社」という。）の株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、Paddle社による本株式譲渡契約に定めるクロージング条項の履行を条件としております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社Paddle

事業の内容：暗号資産に交換可能なポイントアプリの提供

(2) 企業結合を行う主な理由

当社グループは、2025年7月期までにプライム市場上場維持基準に適合すべく、当社グループの強みは「デジタルマーケティング力」であるとし、刷新した成長戦略に基づいた体制構築及び仕込みを進めております。刷新した成長戦略では、主にM&Aによるインオーガニック成長を軸としており、本件はそれに基づき実施するものであります。

Paddle社は、「お金の選択肢を増やす」をミッションに暗号資産に交換可能なポイントアプリの提供を行っております。当社グループが保有していないポイントサービスの知見を持ち、成長市場である暗号資産市場において強い顧客基盤を築いているPaddle社を連結子会社化することで、当社グループの顧客基盤をさらに拡大できると考えております。また、Paddle社は当社グループがまだ開拓できていない領域における広告運用やポイントアプリ運用におけるノウハウを持っており、当社グループの中長期的な成長及び企業価値の向上に繋がると判断したため、本株式取得を決議いたしました。

(3) 企業結合日

2024年11月1日(予定) 第1回目の株式取得
2027年11月1日(予定) 第2回目の株式取得

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得する議決権比率

取得日直前に所有している議決権比率	0.0%
第1回目に取得する議決権比率	66.7%
第2回目に取得する議決権比率	33.3%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得する予定であるためです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	368百万円(第1回取得)
		198~528百万円(第2回取得)(注)
取得原価		566~896百万円

(注) 下記計算式にて算定する予定であります(概算)。

事業価値 + 第1回目の株式取得日から3年間で積み上げた想定累積純利益 + 第1回目の株式取得日時点の非事業価値

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 40百万円

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(連結貸借対照表関係)

1 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
貸出コミットメントの総額	- 百万円	3,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	-	3,000

2 顧客との契約から生じた契約負債の残高

契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 (1) 契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
広告宣伝費	13,136百万円	12,539百万円
貸倒引当金繰入額	5	5
販売促進引当金繰入額	0	-
株式給付引当金繰入額	18	9
給料及び手当	2,876	2,453
支払手数料	3,226	2,745

3 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
一般管理費に含まれる研究開発費	109百万円	54百万円

4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

場所	用途	種類	金額
愛知県名古屋市	事業用資産	ソフトウェア	111百万円
東京都品川区	事業用資産	建物	9百万円
		工具、器具及び備品	0百万円
		敷金及び保証金	32百万円
岐阜県岐阜市	事業用資産	工具、器具及び備品	0百万円
兵庫県神戸市	事業用資産	工具、器具及び備品	0百万円

当社グループは、管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

建物、工具、器具及び備品、ソフトウェア並びに敷金及び保証金については、収益性の低下により当初予定していた収益が見込めなくなったため減損損失（153百万円）を特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零と算定しております。

当連結会計年度（自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日）

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	27	6
組替調整額	15	84
税効果調整前	42	78
税効果額	13	24
その他有価証券評価差額金	29	54
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	32	73
組替調整額	-	-
税効果調整前	32	73
税効果額	-	-
繰延ヘッジ損益	32	73
為替換算調整勘定：		
当期発生額	2	2
組替調整額	-	-
税効果調整前	2	2
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	2	2
その他の包括利益合計	59	125

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	19,789,200	-	-	19,789,200

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,256,188	33	19,800	1,236,421

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、「株式付与ESOP信託」が保有する当社株式(当連結会計年度期首67,600株、当連結会計年度末47,800株)及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式(当連結会計年度期首60,600株、当連結会計年度末60,600株)が含まれております。

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取請求による自己株式の取得 33株
株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口からの株式付与による減少 19,800株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年 9月 9日 取締役会	普通株式	298	16.00	2022年 7月31日	2022年10月 7日

(注) 配当金の総額には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式128,200株に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 9月 8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	298	16.00	2023年 7月31日	2023年10月 6日

(注) 配当金の総額には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式108,400株に対する配当金1百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	19,789,200	-	-	19,789,200

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	1,236,421	61	9,200	1,227,282

（注） 普通株式の自己株式の株式数には、「株式付与ESOP信託」が保有する当社株式（当連結会計年度期首47,800株、当連結会計年度末38,600株）及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式（当連結会計年度期首60,600株、当連結会計年度末60,600株）が含まれております。

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取請求による自己株式の取得 61株
株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口からの株式付与による減少 9,200株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	第9回新株予約権 （注）2	普通株式	-	3,888,000	-	3,888,000	22
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 （注）3	普通株式	-	3,888,000	-	3,888,000	（注）1
合計		-	-	7,776,000	-	7,776,000	22

（注）1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
2. 第9回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
3. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度増加は、転換社債型新株予約権付社債の発行によるものであります。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年9月8日 取締役会	普通株式	298	16.00	2023年7月31日	2023年10月6日

（注） 配当金の総額には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式108,400株に対する配当金1百万円が含まれております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年9月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	410	22.00	2024年7月31日	2024年10月9日

（注） 配当金の総額には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式99,200株に対する配当金2百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
現金及び預金	5,992百万円	8,050百万円
現金及び現金同等物	5,992	8,050

- 2 前連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の売却により株式会社cymaが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	785百万円
流動負債	163
株式売却損	121
株式の売却価額	499
現金及び現金同等物	99
差引：売却による収入	400

- 3 当連結会計年度に事業の譲渡により減少した資産及び負債の主な内訳

連結子会社である株式会社エイチームウェルネスのラルーン事業の譲渡に伴う資産及び負債の内訳並びに事業の譲渡価額と事業譲渡による収入（純額）は次のとおりであります。

流動資産	32百万円
固定資産	1
流動負債	24
事業譲渡益	491
事業の譲渡価額	500
現金及び現金同等物	-
差引：事業譲渡による収入	500

- 4 当連結会計年度に株式の取得により連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社microCMSを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と取得のための支出（純額）は次のとおりであります。

流動資産	105百万円
固定資産	7
のれん	1,488
流動負債	77
固定負債	25
株式の取得価額	1,500
現金及び現金同等物	79
差引：取得のための支出	1,420

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
1年内	552百万円	503百万円
1年超	1,866百万円	1,526百万円
合計	2,419百万円	2,029百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、事業への投資を優先することを基本として、有価証券等投資運用規程に従って、余剰資金はリスクが低く、安全性の高い金融資産で運用を行っております。

また、資金調達については、事業拡大のための資金を銀行借入及び転換社債型新株予約権付社債にて調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金等で、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日となっております。

転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金は、事業活動拡大への対応に係る資金調達であり、支払期日に支払実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

顧客の信用リスクについては、各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては取引先ごとに、回収代行によらない営業債権については顧客ごとに、期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券については、有価証券等投資運用規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しており、四半期ごとに取締役会に報告しております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

流動性リスクについては、当社グループの資金需要に関する情報及び資金繰り状況の的確な把握を行うとともに、取引金融機関との関係強化に努め、資金調達手段の多様化を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年7月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	1,691	1,691	-
(2) 敷金及び保証金	527	494	33
資産計	2,218	2,185	33

(1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。

区分	前連結会計年度 (2023年7月31日)
非上場株式	45百万円
投資事業組合等	713百万円

当連結会計年度（2024年7月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	1,384	1,384	-
(2) 敷金及び保証金	366	334	32
資産計	1,751	1,718	32
(1) 転換社債型新株予約権付社債	2,500	2,405	94
(2) 長期借入金（2）	35	35	0
負債計	2,535	2,440	94

(1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。

区分	当連結会計年度 (2024年7月31日)
非上場株式	12百万円
投資事業組合等	959百万円

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2023年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,992	-	-	-
売掛金	3,001	-	-	-
敷金及び保証金	11	13	19	482
合計	9,005	13	19	482

当連結会計年度(2024年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,050	-	-	-
売掛金	2,579	-	-	-
敷金及び保証金	1	21	243	100
合計	10,632	21	243	100

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2023年7月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
転換社債型新株予約権 付社債	-	-	-	-	2,500	-
長期借入金	10	10	10	5	-	-
合計	10	10	10	5	2,500	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年7月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	-	1,691	-	1,691
資産計	-	1,691	-	1,691

当連結会計年度（2024年7月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	-	1,384	-	1,384
資産計	-	1,384	-	1,384

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2023年7月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	494	-	494
資産計	-	494	-	494

当連結会計年度(2024年7月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	334	-	334
資産計	-	334	-	334
転換社債型新株予約権付社債	-	2,405	-	2,405
長期借入金	-	35	-	35
負債計	-	2,440	-	2,440

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託の時価は、取引金融機関から入手した情報をもって算定しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2023年7月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	2,123	1,022	1,100
小計	2,123	1,022	1,100
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	45	45	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	281	346	64
小計	326	391	64
合計	2,449	1,414	1,035

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当連結会計年度(2024年7月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	1,896	964	931
小計	1,896	964	931
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	12	12	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	447	479	32
小計	460	492	32
合計	2,356	1,456	899

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	125	15	-
合計	125	15	-

当連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	235	84	-
合計	235	84	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度においては、有価証券について3百万円(その他有価証券の株式3百万円)の減損処理を行いました。

当連結会計年度においては、有価証券について32百万円(その他有価証券の株式32百万円)の減損処理を行いました。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

当社グループは退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
繰延税金資産	百万円	百万円
税務上の繰越欠損金(注)	927	900
減価償却超過額	204	268
資産除去債務	158	99
投資有価証券評価損	61	65
減損損失	104	64
販売促進引当金	50	18
少額固定資産	3	3
株式給付引当金	5	2
棚卸資産評価損	5	1
繰延ヘッジ損益	18	50
その他	141	98
繰延税金資産小計	1,681	1,574
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	927	832
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	571	503
評価性引当額小計	1,498	1,335
繰延税金資産合計	183	239
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	351	327
建物	38	33
未収還付事業税	2	1
繰延税金負債合計	392	362
繰延税金資産(負債)の純額	208	123

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (2)	1	6	7	0	-	910	(2)927
評価性引当額	1	6	7	0	-	910	927
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金927百万円(法定実効税率を乗じた額)について、全額回収不能と判断し、繰延税金資産を計上しておりません。

当連結会計年度（2024年7月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (2)	6	7	0	-	8	876	(2) 900
評価性引当額	6	7	0	-	-	816	832
繰延税金資産	-	-	-	-	8	60	68

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金900百万円（法定実効税率を乗じた額）について繰延税金資産68百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	3.0	1.0
交際費損金不算入	0.7	0.1
評価性引当額の増減	34.6	18.2
連結子会社との実効税率差異	3.4	3.8
のれん償却額	3.1	1.2
ESOP信託にかかる損金算入額	1.4	0.3
グループ通算制度による影響	10.5	1.6
その他	0.5	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	66.8	17.3

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

(連結子会社における事業分離)

当社は、2023年10月24日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社エイチームウェルネス(以下「エイチームウェルネス」という。)が有している女性向け生理予測・体調管理アプリ「LaLune」を開発・運営するルールン事業(以下「本事業」という。)に関する資産、債務、契約その他権利義務を簡易吸収分割により、株式会社メドレーに譲渡すること(以下「本取引」という。)を決議し、同日付で事業承継契約を締結いたしました。

これに基づき、2024年2月1日に事業譲渡を実施いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 事業分離を行った主な理由

当社グループは、2025年7月期までにプライム市場上場維持基準に適合すべく、当社グループの強みは「デジタルマーケティング力」であるとし、事業価値向上に向けた取捨選択や刷新した成長戦略に基づいた体制構築及び仕込みを進めております。

本事業に関しては、昨今の競合サービスの増加や広告市場の変化に伴い、更なる事業成長を実現するには、新たな機能の拡充や収益モデルの確立が必要な状況でしたが、当社グループ内のシナジー創出による収益拡大の見通しが立っておりませんでした。

そのため、「医療ヘルスケアの未来をつくる」をミッションとして掲げ、医療ヘルスケア分野への知見が豊富である株式会社メドレーに本事業を承継することで、当社の経営リソースの最適化を図り、より当社グループの強みを発揮できる領域へリソースを再配分してまいります。

(2) 分離先企業の名称

株式会社メドレー

(3) 分離した事業の内容及び規模

分離した事業の内容

エイチームウェルネスにおける、女性向け生理予測・体調管理アプリ「LaLune」を開発・運営する事業

分離した事業の売上高(当連結会計年度)

売上高 79百万円

分離した資産、負債の金額(2024年1月31日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	32百万円	流動負債	24百万円
固定資産	1百万円	固定負債	-百万円
合計	33百万円	合計	24百万円

(4) 事業分離日

2024年2月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

エイチームウェルネスを分割会社とし、株式会社メドレーを承継会社とする吸収分割方式(簡易吸収分割)であります。株式会社メドレーは、本取引により、本事業に帰属する資産、債務、契約その他の権利義務を、本事業承継契約の定める範囲において承継いたしました。

エイチームウェルネスは、本取引に際して、承継する権利義務に代わる対価として現金500百万円を株式会社メドレーから受領いたしました。当該金額には、上記の本取引の対価が含まれております。

また、本取引において、当社が負担すべき債務の履行の見込みに問題はないと判断しております。

2. 本件取引の会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、会計処理を行っております。

なお、当連結会計年度において、本事業分離に関連する事業譲渡益491百万円を特別利益に計上しておりません。

3. 分離した事業等が含まれていた報告セグメントの名称

ライフスタイルサポート事業

（取得による企業結合）

当社は、2024年5月9日開催の取締役会において、株式会社microCMS（以下「microCMS社」という。）の全株式を取得し子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

これに基づき、2024年6月3日付で全株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社microCMS

事業の内容：ヘッドレスCMS「microCMS」の開発、販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、2025年7月期までにプライム市場上場維持基準に適合すべく、当社グループの強みは「デジタルマーケティング力」であるとし、刷新した成長戦略に基づいた体制構築及び仕込みを進めております。刷新した成長戦略では、主にM&Aによるインオーガニック成長を軸としており、本件はそれに基づき実施したものであります。

microCMS社は、「エンジニアの武器を作り出し世界の進歩を後押しする」をミッションに、APIベースの日本製ヘッドレスCMS（Contents Management System）「microCMS」の提供を行っております。CMSは当社が今後拡大する領域の一つに設定しており、多くの顧客基盤を築いているmicroCMS社を買収することで、ツール提供を通して、法人向け支援ビジネス参入の第一歩になると考えております。また、ヘッドレスCMSはエンジニアが選定するサービスであり、エンジニアに関する知識を記録・共有するためのサービス「Qiita」を通して認知を拡大することができると考えており、当社グループの中長期的な成長及び企業価値の向上に繋がると判断したため、本株式取得を決議いたしました。

(3) 企業結合日

2024年6月3日（株式取得日）

2024年7月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度末日をみなし取得日とし、貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,500百万円
取得原価		1,500百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 8百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,488百万円

なお、のれんは、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

8年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	105百万円
固定資産	7百万円
資産合計	113百万円
流動負債	77百万円
固定負債	25百万円
負債合計	102百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数と見積り、割引率は当該期間に応じた国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
期首残高	499 百万円	499 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
見積りの変更による増加額	19	-
時の経過による調整額	3	2
資産除去債務の履行による減少額	23	186
その他増減額(は減少)	-	-
期末残高	499	315

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前連結会計年度において、賃借している本社オフィスの一部エリア縮小に伴う新たな情報の入手により、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により、資産除去債務残高が19百万円増加し、従来の方法に比べて、前連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ10百万円減少しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	ライフスタイルサ ポート事業	エンターテインメン ト事業	EC事業	
売上高				
ゲームサービス収入	-	5,406	-	5,406
プラットフォームサービス 収入(注)1	175	-	-	175
デジタルマーケティング サービス収入(注)2	18,304	-	-	18,304
イーコマースサービス収入 (注)3	-	-	3,651	3,651
その他	-	15	-	15
外部顧客への売上高	18,480	5,421	3,651	27,552

(注)1. 「プラットフォームサービス」は、ユーザーデータの蓄積と活用により様々なソリューションを提供するサービスであります。

2. 「デジタルマーケティングサービス」は、オウンドメディア等を使い、提携業者へ見込顧客を送客するサービスであります。

3. 「イーコマースサービス」は、ECサイトを通じて顧客へ商品を販売するサービスであります。

当連結会計年度（自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	ライフスタイルサポート事業	エンターテインメント事業	EC事業	
売上高				
ゲームサービス収入	-	4,391	-	4,391
プラットフォームサービス収入（注）1	79	-	-	79
デジタルマーケティングサービス収入（注）2	17,085	-	-	17,085
イーコマースサービス収入（注）3	-	-	2,351	2,351
その他	-	9	-	9
外部顧客への売上高	17,165	4,400	2,351	23,917

（注）1．「プラットフォームサービス」は、ユーザーデータの蓄積と活用により様々なソリューションを提供するサービスであります。

2．「デジタルマーケティングサービス」は、オウンドメディア等を使い、提携業者へ見込顧客を送客するサービスであります。

3．「イーコマースサービス」は、ECサイトを通じて顧客へ商品を販売するサービスであります。

4．従来、ライフスタイルサポート事業の顧客との契約から生じる収益を分解した情報については「プラットフォームサービス収入」及び「デジタルマーケティングサービス収入」に区分しておりましたが、ライフスタイルサポート事業における管理区分の変更により、当連結会計年度より「プラットフォームサービス収入」に区分していた一部の収益を「デジタルマーケティングサービス収入」に変更しております。なお、前連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4．会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,437	3,001
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,001	2,579
契約負債（期首残高）	66	64
契約負債（期末残高）	64	74

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩しされます。契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。前連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、63百万円であります。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、64百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前連結会計年度及び当連結会計年度において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額が1年を超える重要な取引はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業部門を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「ライフスタイルサポート事業」、「エンターテインメント事業」及び「EC事業」の3つを報告セグメントとしております。「ライフスタイルサポート事業」は、人生のイベントや日常生活に密着し、有益な情報を提供する比較サイト・情報サイトなど、様々なウェブサービスの企画・開発及び運営を、「エンターテインメント事業」は、「人と人とのつながりの実現」をテーマに、世界中の人々に娯楽を提供するスマートデバイス向けゲームやツールアプリケーションの企画・開発及び運営を、「EC事業」は、様々な商材を取り扱う複数のECサイトの企画・開発及び運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	ライフスタイルサポート事業	エンターテインメント事業	EC事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	18,480	5,421	3,651	27,552	-	27,552
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	18,480	5,421	3,651	27,552	-	27,552
セグメント利益又は損失()	1,760	166	431	1,495	951	543
その他の項目						
減価償却費	43	29	2	76	452	528
のれん償却額	43	-	-	43	-	43

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額951百万円は、報告セグメントに帰属しない全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	ライフスタイルサポート事業	エンターテインメント事業	EC事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	17,165	4,400	2,351	23,917	-	23,917
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	17,165	4,400	2,351	23,917	-	23,917
セグメント利益又は損失（ ）	1,400	38	152	1,209	647	562
その他の項目						
減価償却費	13	0	0	14	91	105
のれん償却額	43	-	-	43	-	43

(注) 1. セグメント利益又は損失（ ）の調整額647百万円は、報告セグメントに帰属しない全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失（ ）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	米国	その他	合計
25,421	1,292	839	27,552

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	2,554	エンターテインメント事業
Google LLC	2,435	エンターテインメント事業

相手先は決済代行業者であり、ユーザーからの代金回収を代行しております。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
22,237	1,056	624	23,917

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	1,892	エンターテインメント事業
Google LLC	1,831	エンターテインメント事業

相手先は決済代行業者であり、ユーザーからの代金回収を代行しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

(単位：百万円)

	ライフスタイル サポート事業	エンター テインメント事業	EC事業	全社・消去	合計
減損損失	104	1	47	-	153

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

（単位：百万円）

	ライフスタイル サポート事業	エンター テインメント事業	EC事業	合計
当期末残高	152	-	-	152

(注) のれんの償却額については、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

（単位：百万円）

	ライフスタイル サポート事業	エンター テインメント事業	EC事業	合計
当期末残高	1,597	-	-	1,597

(注) のれんの償却額については、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

1. 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

2. 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
1株当たり純資産額	523.06円	552.28円
1株当たり当期純利益	7.73円	51.36円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	143	953
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	143	953
普通株式の期中平均株式数(株)	18,551,109	18,561,198
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	-	第9回新株予約権 3,888,000株 第1回転換社債型新株予約権付社債 3,888,000株 なお、第9回新株予約権の概要は 「第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況(2) 新株予約権等の状 況」、第1回転換社債型新株予約権 付社債の概要は「社債明細表」に記 載のとおりであります。

3. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数については、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」制度において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口)が保有する株式(前連結会計年度 期末108,400株、期中平均110,081株 当連結会計年度 期末99,200株、期中平均99,979株)を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
エイチーム	第1回無担保転換社債型新株 予約権付社債 (注)1.2	年月日 2024.6.26	-	2,500 (-)	-	なし	年月日 2029.6.26
合計	-	-	-	2,500 (-)	-	-	-

(注)1.()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	転換請求期間	転換価格 (円)	発行株式	資本組入額 (円/株)
第1回	2024.6.27~2029.6.26	643	普通株式	322

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	-	-	2,500

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	-	10	2.2	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	25	2.2	2025年~2028年
合計	-	35	-	-

(注)1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	10	10	5	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	5,974	11,915	18,181	23,917
税金等調整前四半期 (当期) 純利益又は 税金等調整前四半期 純損失 () (百万円)	137	152	685	1,152
親会社株主に帰属する 四半期 (当期) 純利益又は 親会社株主に帰属する 四半期純損失 () (百万円)	142	193	577	953
1 株当たり四半期 (当期) 純利益又は 1 株当たり四半期 純損失 () (円)	7.67	10.44	31.10	51.36

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又 は 1 株当たり四半期純損失 () (円)	7.67	2.78	41.54	20.26

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,994	7,027
売掛金	1,158	1,172
貯蔵品	0	0
前払費用	169	152
関係会社預け金	1,886	2,078
その他	1,718	1,443
貸倒引当金	994	1,225
流動資産合計	6,933	8,548
固定資産		
有形固定資産		
建物	318	306
工具、器具及び備品	69	56
有形固定資産合計	387	362
無形固定資産		
ソフトウェア	31	17
無形固定資産合計	31	17
投資その他の資産		
投資有価証券	2,449	2,356
関係会社株式	289	1,798
関係会社出資金	54	54
敷金及び保証金	417	267
長期前払費用	0	0
投資その他の資産合計	3,211	4,478
固定資産合計	3,630	4,858
資産合計	10,564	13,406

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	1,685	1,422
未払費用	17	6
預り金	128	126
関係会社預り金	3,070	3,680
未払法人税等	23	-
株式給付引当金	18	9
資産除去債務	186	-
その他	26	-
流動負債合計	4,056	4,145
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	2,500
繰延税金負債	389	354
資産除去債務	313	315
固定負債合計	703	3,170
負債合計	4,759	7,315
純資産の部		
株主資本		
資本金	838	838
資本剰余金		
資本準備金	812	812
その他資本剰余金	19	19
資本剰余金合計	832	832
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,292	5,667
利益剰余金合計	5,292	5,667
自己株式	1,862	1,846
株主資本合計	5,100	5,491
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	797	743
繰延ヘッジ損益	93	166
評価・換算差額等合計	704	576
新株予約権	-	22
純資産合計	5,804	6,091
負債純資産合計	10,564	13,406

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月 31日)	当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日)
営業収益	1 3,306	1 2,765
営業費用	2 2,550	2 2,047
営業利益	755	717
営業外収益		
受取利息	1 6	1 8
為替差益	34	64
投資事業組合運用益	104	-
その他	9	9
営業外収益合計	155	83
営業外費用		
支払利息	1 1	1 6
貸倒引当金繰入額	469	231
投資事業組合運用損	-	10
社債発行費	-	7
その他	1	0
営業外費用合計	472	256
経常利益	438	544
特別利益		
投資有価証券売却益	15	84
特別利益合計	15	84
特別損失		
投資有価証券評価損	3	32
関係会社株式評価損	243	-
特別損失合計	246	32
税引前当期純利益	207	597
法人税、住民税及び事業税	60	63
法人税等調整額	18	11
法人税等合計	42	74
当期純利益	165	671

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					自己株式
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	
当期首残高	838	812	19	832	5,424	1,896
当期変動額						
剰余金の配当					296	
当期純利益					165	
自己株式の取得						0
自己株式の処分						34
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	131	34
当期末残高	838	812	19	832	5,292	1,862

	株主資本	評価・換算差額等			純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,197	827	60	766	5,963
当期変動額					
剰余金の配当	296				296
当期純利益	165				165
自己株式の取得	0				0
自己株式の処分	34				34
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		29	32	62	62
当期変動額合計	96	29	32	62	159
当期末残高	5,100	797	93	704	5,804

当事業年度（自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	
当期首残高	838	812	19	832	5,292	1,862
当期変動額						
剰余金の配当					296	
当期純利益					671	
自己株式の取得						0
自己株式の処分						16
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	375	15
当期末残高	838	812	19	832	5,667	1,846

	株主資本	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,100	797	93	704	-	5,804
当期変動額						
剰余金の配当	296					296
当期純利益	671					671
自己株式の取得	0					0
自己株式の処分	16					16
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		54	73	127	22	104
当期変動額合計	391	54	73	127	22	286
当期末残高	5,491	743	166	576	22	6,091

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

a) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
工具、器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株式給付引当金

従業員向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

営業収益は、主として関係会社からの経営指導料及び受取配当金であります。

経営指導料取引については、関係会社への管理指導という履行義務を負っており、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であるため、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

受取配当金取引については、収益認識に関する会計基準第3項により同会計基準の適用対象外となるため記載を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸借対照表上、関係会社株式を1,798百万円計上しており、そのうち株式会社microCMSに係る残高は1,508百万円であります。

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当事業年度において、株式会社microCMSの株式に実質価額に著しい低下は認められず、取得原価をもって貸借対照表に計上しております。超過収益力等が減少したために実質価額が著しく低下した場合、当該株式について評価損を計上する必要があります。超過収益力を反映した実質価額の算定は、専門家がDCF法によって評価した事業価値を利用して決定しており、将来キャッシュ・フローに基づいております。

主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された事業計画を基礎としておりますが、事業計画は過去の実績等に基づく単価、見込み契約数等の仮定を主要な仮定としております。

翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

経済環境の予期しない変化等により、主要な仮定に不利な影響が発生し、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす場合は、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第43号 2022年8月26日 企業会計基準委員会)を当事業年度の期首から適用しております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、当社及び当社の子会社の従業員を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しております。

詳細は連結財務諸表の「注記事項(追加情報)」をご参照ください。

2. 業績連動型株式報酬制度

当社は、2015年10月30日開催の定時株主総会決議に基づき、当社及び当社子会社の中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除く。)を対象に、株式報酬制度を導入いたしました。

また、2023年10月26日開催の定時株主総会決議により監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び株式交付規程で定める子会社の取締役を対象として、あらためて同様の趣旨に基づく業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)が設定されました。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

詳細は連結財務諸表の「注記事項(追加情報)」をご参照ください。

3. 取得による企業結合

当社は、2024年5月28日開催の取締役会において、株式会社Paddle(以下「Paddle社」という。)の株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、Paddle社による本株式譲渡契約に定めるクロー징条項の履行を条件としております。

詳細は連結財務諸表「注記事項(追加情報)」をご参照ください。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務で区分掲記されたもの以外のものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
短期金銭債権	681百万円	420百万円
短期金銭債務	509	246

2 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
貸出コミットメントの総額	- 百万円	3,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	-	3,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
営業取引による取引高	3,306百万円	2,765百万円
営業取引以外の取引による取引高	8	12

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。なお、営業費用はすべて一般管理費であります。

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
広告宣伝費	55百万円	11百万円
株式給付引当金繰入額	18	9
給料及び手当	405	397
減価償却費	452	91
支払手数料	440	499

(有価証券関係)

子会社株式及び子会社出資金

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
子会社株式	289	1,798
子会社出資金	54	54

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
繰延税金資産		
会社分割に伴う関係会社株式	944百万円	944百万円
関係会社株式評価損	674	674
貸倒引当金	304	375
資産除去債務	156	96
投資有価証券評価損	61	65
繰延ヘッジ損益	28	50
減価償却超過額	19	17
少額固定資産	3	3
株式給付引当金	5	2
減損損失	17	0
未払事業税	4	0
その他	6	21
繰延税金資産小計	2,228	2,254
評価性引当額	2,228	2,246
繰延税金資産合計	-	8
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	351	327
建物	38	33
未収還付事業税	-	1
繰延税金負債合計	389	362
繰延税金資産(負債)純額	389	354

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	1.8	0.6
交際費損金不算入	0.1	0.0
評価性引当額の増減	113.7	0.8
受取配当金の益金不算入	129.6	42.5
ESOP信託にかかる損金算入額	2.9	0.5
その他	1.1	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.6	12.6

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項(重要な会計方針)

4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物	318	30	0	42	306	677
	工具、器具及び備品	69	22	0	35	56	407
	計	387	53	0	77	362	1,084
無形 固定 資産	ソフトウェア	31	-	-	13	17	-
	計	31	-	-	13	17	-

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社オフィスの一部設備改装工事	27百万円
工具、器具及び備品	情報通信機器	15百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	994	1,225	994	1,225
株式給付引当金	18	9	18	9

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	8月1日から7月31日まで
定時株主総会	10月中
基準日	7月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日 7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載URLは以下のとおりです。 https://www.a-tm.co.jp/koho
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第24期）（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）2023年10月26日東海財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年10月26日東海財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第25期第1四半期（自 2023年8月1日 至 2023年10月31日）2023年12月8日東海財務局長に提出。

第25期第2四半期（自 2023年11月1日 至 2024年1月31日）2024年3月8日東海財務局長に提出。

第25期第3四半期（自 2024年2月1日 至 2024年4月30日）2024年6月7日東海財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2023年10月26日東海財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書

2024年3月8日東海財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2（子会社取得の決定）の規定に基づく臨時報告書

2024年5月10日東海財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書（その他の者に対する割当）及びその添付書類

2024年6月7日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年10月29日

株式会社エイチーム

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 達治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 貴俊

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイチームの2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイチーム及び連結子会社の2024年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は2024年7月31日現在、連結貸借対照表上、のれんを1,597百万円計上しており、そのうちmicroCMS社に係るのれんの残高は1,488百万円である。また、連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に関連する開示を行っている。</p> <p>取得原価に対し、のれん等に配分された金額は相対的に多額になっており、経営者は減損の兆候を識別している。</p> <p>なお、のれんの基礎となる取得原価については、専門家がDCF法によって評価した事業価値を利用して決定している。</p> <p>会社は、将来の超過収益力をのれんとして認識しており、取得時に見込んだ事業計画の達成状況を踏まえ当初事業計画から重要な乖離がないかを検討することによりのれんの減損の兆候の判断を行っている。</p> <p>事業計画の見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる契約数及び契約単価等であり、経営者による見積りを伴うものである。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の主要な仮定は不確実性を伴い経営者による見積りや固有の判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、microCMS社に係るのれんの評価に関する判断の妥当性を確認するために、会社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、会社の判断に対して、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損損失の兆候判定に関する内部統制について、所定の過程を経た上で作成され、承認されていることを経営者への質問及びその回答を裏付ける資料を閲覧し、その内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・のれんの評価に用いられた取得時の事業計画について、取締役会にて予測の合理性が議論され、承認手続が実施されていることを確認した。 ・当監査法人ネットワークファームの評価の専門家を関与させ、経営者が利用した外部の専門家により作成された無形資産価値報告書を閲覧し、評価モデルの合理性を確かめた。 ・事業計画の合理性について、主要な仮定となる契約数及び契約単価について経営者と議論を行い、事業計画の根拠となった資料を閲覧し、市場動向との整合を確認した。 <p>また、過去における実績、及び、事業計画と実績の比較を行い、両者の乖離状況を踏まえ、経営者の見積りの偏向の有無や、一定の不確実性が見積りに反映されているかを検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エイチームの2024年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エイチームが2024年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレートガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年10月29日

株式会社エイチーム

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 達治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 貴俊

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイチームの2023年8月1日から2024年7月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイチームの2024年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は2024年7月31日現在、貸借対照表上、関係会社株式を1,798百万円計上しており、そのうち子会社であるmicroCMS社株式の貸借対照表計上額は1,508百万円である。また、財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に関連する開示を行っている。</p> <p>会社は株式の減損処理の要否判断を行うにあたり、取得原価と実質価額とを比較することにより判定しており、株式の発行会社の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としている。</p> <p>減損判定の基礎となる実質価額の算定にあたっては、純資産額に超過収益力等を加味して減損処理の要否を判断している。</p> <p>超過収益力を反映した実質価額については、専門家がDCF法によって評価した事業価値を利用して決定しており、実質価額の算定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した事業計画を基礎として行われる。</p> <p>事業計画の見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる契約数及び契約単価等であり、経営者による見積りを伴うものである。</p> <p>超過収益力を反映した実質価額の算定における上記の主要な仮定は不確実性を伴い経営者による見積りや固有の判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価に関する判断の妥当性を確認するために、会社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、同社の判断に対して、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式の評価に用いられた事業計画について、取締役会にて予測の合理性が議論され、承認手続が実施されていることを確認した。 経営者が実施している関係会社株式の減損判定に関する検討結果を入手して、減損判定に関する経営者の判断の根拠を理解した。また、実質価額の算定に関する根拠資料を検討し、基になるデータを検証することで、経営者が行った減損判定に関する判断について検討を行った。 株式に含まれる超過収益力は、連結財務諸表上ののれん等として計上されている。当監査法人は、主に、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項「のれんの評価」に記載の監査上の対応を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。